

平成 25 年度
自己点検・評価報告書
(平成 26 年度実施)

平成 26(2014)年 11 月
兵庫大学短期大学部

はじめに

このたび、「平成 25 年度自己点検・評価報告書」を刊行することとなりました。本学自己点検実施委員会では、昨年度より、新たな自己点検・評価の実施体制のもと、本来の自己点検・評価の目的である PDCA サイクルによる教育研究水準の向上や活性化につながる仕組みとし、以下の方針により、活動を行っています。

- ・自己点検・評価にあたっては、エビデンスの提示を重視し、客観性・透明性へ配慮したものとする。また、恒常的な自己点検・評価の一環として、自己点検・評価項目の定め方、自己評価のあり方、客観性への配慮等について、本来的な自己点検・評価としての要件を備えたものとする。
- ・これまでの少人数しか関わらないような体制ではなく、できるだけ多くの教職員が自己点検・評価に関わる体制とし、大学全体で取り組む。また、各評価項目等の点検・評価・改善責任機関、責任者を定めることによって、責任の所在や担当を明確にする。
- ・大学、短期大学部ともに、日本高等教育評価機構による新評価システムの評価基準を基本的・共通的に設定し、その他、大学の機能別分化の促進と個性・特色として重視している領域に関しての基準及び基準項目を設定することとする。また、自己点検・評価は毎年度実施するが、評価基準すべてを実施するのではなく、項目ごとに実施年度を定める。

今後も、自主的・自発的な自己点検・評価を実施し、自己点検・評価結果等を本学の教育研究水準の一層の向上、活性化に資するよう自己点検評価を実質化させるとともに、高等教育機関として社会への説明責任をも果たせるよう取り組んでまいりたいと思います。

平成 26 年 11 月

学長

三浦 隆則

自己点検実施委員長

浜島 成嘉

兵庫大学短期大学部

<参考> 本学の自己点検・評価基準及び基準項目一覧と平成25年度実績分の実施項目

基準	基準項目	実施項目
基準1 使命・目的等 領域：使命・目的、教育目的	1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性	
	1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性	
	1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性	
基準2 学修と教授 領域：学生受入れ、教育内容・方法、 学修及び授業の支援、学修評価、 教員配置等	2-1. 学生の受入れ	○
	2-2. 教育課程及び教授方法	
	2-3. 学修及び授業の支援	
	2-4. 単位認定、卒業・修了認定等	
	2-5. キャリアガイダンス	○
	2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	
	2-7. 学生サービス	○
	2-8. 教員の配置・職能開発等	○
	2-9. 教育環境の整備	
基準3 経営・管理と財務 領域：経営の規律、理事会、ガバナンス、 執行体制、財務基盤と収支、会計	3-1. 経営の規律と誠実性	○
	3-2. 理事会の機能	○
	3-3. 大学の意思決定の仕組み及び 学長のリーダーシップ	○
	3-4. コミュニケーションとガバナンス	○
	3-5. 業務執行体制の機能性	○
	3-6. 財務基盤と収支	○
	3-7. 会計	○
基準4 自己点検・評価 領域：自己点検・評価の適切性、 誠実性、有効性	4-1. 自己点検・評価の適切性	
	4-2. 自己点検・評価の誠実性	
	4-3. 自己点検・評価の有効性	
基準A 地域の核となる大学の役割	A-1. 地域の核となる大学の役割に関する方針の 明確化と学内外への周知（情報の共有）	○
	A-2. 地域の核となる大学の具体的な役割の内容	○
	A-3. 大学の役割に関する評価	○
基準B 研究活動	B-1. 研究活動の推進と研究所等の適切な運営等	○

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 2 学修と教授	6
基準 3 経営・管理と財務	21
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	38
基準 A 地域の核となる大学の役割	38
基準 B 研究活動	43
V. エビデンス集一覧	48
エビデンス集（データ編）一覧	48
エビデンス集（資料編）一覧	49

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神と短期大学の基本理念

兵庫大学短期大学部（以下、「本学」）は、聖徳太子が定めた「十七条憲法」の第一条「和を以て貴しと為す」に示された「和の精神」を建学の精神としている。これは、学校法人睦学園（以下「本学園」）が、聖徳太子薨去 1300 年にあたり、聖徳太子の「和」の精神を基盤とした教育を施すという目的のもと、「太子日曜学校」を創立したことに始まる。

本学園の名称である「睦」は、「十七条憲法」第一条の「上和らぎ下睦みて」にその一語があり、「親しみ相和すことであり、つつしみて和らぐこと」とその意味を押し広げ、本学の基本理念もここに示されている。また、本学園は浄土真宗本願寺派の宗門関係学校でもあり、仏教精神を基盤として「和」と「睦」の教育を展開している。

現在は、本学の正門を入り向かって左手に「以和為貴（和を以て貴しと為す）」と刻まれた石碑が建てられ、建学の精神が明示されている。

本学の建学の精神と基本理念の具現化を目的として、学園創立 80 周年の際、学園訓である「感謝、寛容、互譲」を定め、本学園に関わる全ての人の行動規範とし、実践している。



（「以和為貴」の石碑）

2. 兵庫大学短期大学部の使命・目的、個性・特色

本学の目的は、「兵庫大学短期大学部学則」に明文化している。学則第 1 条に、「本学は、本学園創立の根本理念たる「睦」の精神を育む仏教主義に基づく短期大学として、教育基本法及び学校教育法に則り、専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、個性豊かな人間性を涵養し、併せて有為の人材を養成することを目的とする」と規定している。建学の精神に基づいて、「人間形成」と「人材育成」を教育目標とし、一人ひとりを大切にしながら、共に学び、共に成長できる教育を展開している。

全学生は初年次に「宗教と人生」を履修し、仏教思想を基盤として「和」や「睦」の精神を学ぶ。多様化する現代社会で、一人ひとりが自己を見つめ、他と共に生きることを可能とする人間の内的成長と人間理解の涵養をめざしている。

基礎・教養科目や、学生同士あるいは教員との繋がりを通して「人間形成」が進められる。学科教育科目では、教員が学生の学びや育ちを支援し、専門的知識や技術を身につけ

兵庫大学短期大学部

た実践力ある専門家の養成、すなわち「人材育成」を行っている。

本学では、短期大学のあるべき姿として3つの使命を掲げている。

この3つの使命は、平成22(2010)年度から平成26(2014)年度を計画期間とする「第1次中期計画」の策定に際し、本学のビジョンとして掲げられたものである。(詳細については、V.エビデンス集 基準A. 地域の核となる大学の役割【資料A-1-1】参照。)

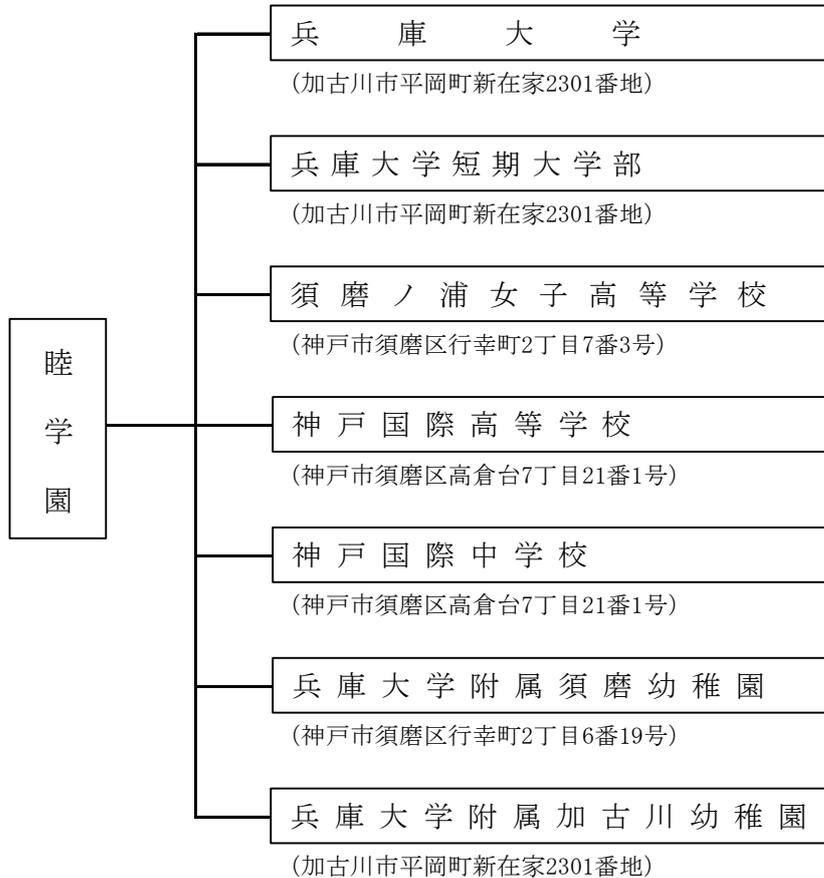
まず、『和の精神』に基づく情操教育を基盤に、教養教育と専門教育による個性豊かな人間形成と有為な人材育成をめざす。」ことである。これは、建学の精神である「和の精神」に基づいて、前述した本学の教育目標である「人間形成」と「人材育成」を実践していくことを意味している。

次に、「幅広い職業人教育を展開し、きめ細かい職業人教育と進路指導を行うことにより、学生ののびしろを最大化する教育をめざす。」である。本学では、幼稚園教諭二種免許・保育士資格に関する学科を設置しており、その特色を踏まえ、適切な職業人教育と進路指導を通して、学生の成長を最大化するための「温かみのある教育」を進めている。

最後に、「地域の生涯学習機会の拠点として社会人の受入れ推進と地域社会への貢献をめざす。」である。本学は、兵庫県東播磨地域唯一の高等教育機関として、その役割と責務を自覚し、地域に根ざし、地域に愛される短期大学として、地域住民に対する多様な公開講座の開設等、積極的な地域貢献活動を推進している。

◇組織図◇

学園の組織図



[Ⅱ] 短期大学の沿革と現況

1. 学園の沿革

年	事項
大正 10 (1921) 年	聖徳太子薨去 1300 年を記念して、「太子日曜学校」をはじめ (学園の創始)
12 (1923) 年	6 月 10 日、須磨太子館が完成。附属高等裁縫部を創設 (学園の創設)
15 (1926) 年	須磨幼稚園を設置
昭和 12 (1937) 年	財団法人須磨太子館を設置 須磨睦高等実践女学校 (現、須磨ノ浦女子高等学校) を設置
22 (1947) 年	学制改革に伴い須磨ノ浦新制中学校を併設
26 (1951) 年	法人名を学校法人睦学園に改称
29 (1954) 年	睦学園幼稚園教員養成所を設置
30 (1955) 年	睦学園女子短期大学 (保育科第二部) を設置
32 (1957) 年	短期大学に保育科第一部を増設、保育科第二部を廃止
41 (1966) 年	短期大学にデザイン学科・食物栄養学科・家政学科を増設 神戸市須磨区から加古川市に移転 短期大学名を兵庫女子短期大学に改称

兵庫大学短期大学部

42 (1967) 年	兵庫女子短期大学附属加古川幼稚園を設置
43 (1968) 年	短期大学に昼間二交替制の家政学科第三部を増設
45 (1970) 年	短期大学に初等教育学科を増設
46 (1971) 年	短期大学に保育科第三部を増設
48 (1973) 年	須磨ノ浦中学校を休校
平成 3 (1991) 年	短期大学の家政学科第一部・同第三部を生活科学科第一部・第三部に改称。 須磨ノ浦中学校を再開、校名を神戸国際中学校に改称
4 (1992) 年	短期大学に専攻科 (1 年課程) 美術デザイン専攻・食物栄養専攻・生活科学専攻を設置 短期大学の専攻科食物栄養専攻学位授与機構認定 高倉台キャンパス完成、神戸国際中学校を移転
5 (1993) 年	短期大学の専攻科美術デザイン専攻学位授与機構認定
6 (1994) 年	神戸国際高等学校を設置
7 (1995) 年	兵庫大学 (経済情報学部経済情報学科) を設置
8 (1996) 年	短期大学の初等教育学科を廃止
10 (1998) 年	短期大学名を兵庫大学短期大学部に改称 短期大学附属加古川幼稚園名を兵庫大学附属加古川幼稚園に改称
11 (1999) 年	兵庫大学大学院経済情報研究科 (経済情報専攻) を設置
13 (2001) 年	兵庫大学健康科学部 (栄養マネジメント学科・健康システム学科) を増設 健康科学部栄養マネジメント学科管理栄養士養成施設指定認可
14 (2002) 年	短期大学部に美術デザイン学科第三部を増設 短期大学部の食物栄養学科、生活科学科第一部、生活科学科第三部を廃止 専攻科 (1 年課程) 美術デザイン専攻、食物栄養専攻、生活科学専攻を廃止 専攻科美術デザイン専攻 (2 年課程) を増設 専攻科美術デザイン専攻 (2 年課程) 大学評価・学位授与機構認定
15 (2003) 年	短期大学部に専攻科保育専攻 (2 年課程) を増設 短期大学部の専攻科保育専攻 (2 年課程) 大学評価・学位授与機構認定
16 (2004) 年	須磨幼稚園名を兵庫大学附属須磨幼稚園に改称
18 (2006) 年	兵庫大学健康科学部に看護学科を増設 健康科学部看護学科保健師学校、看護師学校指定認可
20 (2008) 年	兵庫大学生涯福祉学部 (社会福祉学科) を増設
21 (2009) 年	短期大学部の専攻科美術デザイン専攻 (2 年課程) 廃止
22 (2010) 年	短期大学部の美術デザイン学科第三部廃止
23 (2011) 年	短期大学部の美術デザイン学科第一部廃止
25 (2013) 年	兵庫大学生涯福祉学部にかども福祉学科を増設

(平成 25 (2013) 年 5 月現在)

2. 本学の現況

- ・ 短期大学名 兵庫大学短期大学部
- ・ 所在地 兵庫県加古川市平岡町新在家 2301 番地
- ・ 学科の構成 保育科第一部
 保育科第三部
 専攻科保育専攻

兵庫大学短期大学部

・学生数、教員数、職員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

◇学生数

(単位：人)

学 科	入学 定員	収容 定員	現 員			
			1年	2年	3年	計
保育科第一部	100	250	119	142		261
保育科第三部	80	240	95	83	93	271
専攻科保育専攻	40	80	0	7		7
合 計	220	570	214	232	93	539

◇教員数

(単位：人)

学 科	現 員					助手	兼任 教員
	教授	准教授	講師	助教	計		
保育科第一部	6	2	1	0	9	0	53
保育科第三部	3	3	5	0	11	0	52
専攻科保育専攻	0	0	0	0	0	0	1
合 計	9	5	6	0	20	0	106

◇職員数

(単位：人)

	計
専任事務職員	60

※専任事務職員は、併設する大学の事務を兼務している。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

本学の入学者受入れ方針（以下「アドミッションポリシー」）は、表 2-1-1 のとおりである。

表 2-1-1 アドミッションポリシー

短期大学部	兵庫大学短期大学部では、本学のディプロマポリシーを理解する、次の人を学生として受け入れます。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら学ぼうとする意欲のある人 2. 自己を見つめ、自己をふり返る努力ができる人 3. 多様な考えを受け入れ理解しようとする人 	
	保育科第一部 保育科第三部	保育科第一部、保育科第三部では、本学科のディプロマポリシーを理解する、次の人を学生として受け入れます。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育・福祉に強い関心を持ち、自ら課題を見つけ積極的に学ぼうとする意欲のある人 2. 豊かな人間性を持った質の高い保育者になるために、主体的に自己成長を図ろうとする人 3. 多様な考えを理解しようとする柔軟性を持ち、保育者になるための努力を継続できる人

アドミッションポリシーは、「大学案内」「入学試験要項」「入試ガイド（入学試験要項の解説書）」、本学ホームページ等に明示している。また、各種進学説明会、教職員の高校訪問、オープンキャンパス等において、このポリシーの趣旨を説明し、周知を図っている。

毎年度、学長の教育基本方針、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー等を掲載した冊子「教育方針」を作成し、受験生、高校教員等に配布しており、このことを通じて、アドミッションポリシーの周知を図っている。

【資料 2-1-1、2-1-2、2-1-3、2-1-4、2-1-5】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

アドミッションポリシーに沿った学生受け入れ方法については、学生募集・入試制度検討委員会と保育科学科会議で、入試日程、選考方法等を検討し、大学運営会議で最終決定している。

入学試験の種別は、以下のとおりである。アドミッションポリシーに基づきながらも、様々な個性を持つ学生の受け入れを企図して、多種多様な入学試験を実施している。なお、アドミッションポリシーを踏まえた入学者選抜を行うため、面接試験においては学科のアドミッションポリシーを十分に理解した上で作成された質問事項により実施している。

<AO 入試>

本学のオープンキャンパス（または入試直前説明会）に参加して、保育科の教員・学生、事務職員（学生生活支援担当、キャリア支援担当）との面談（「AO 相談」）を通じ、本学の教育方針を十分に理解することが、出願の条件となっている。入試では、エントリーシート等の書類審査、面接試験の総合評価により、保育科学生としての適性・資質を判断している。

<推薦入試>

指定校推薦入試（「普通科の生徒対象」、「専門学科・総合学科の生徒対象」）、協定校推薦入試、系列校推薦入試においては、アドミッションポリシーに沿った質問による面接試験を中心にして、保育科学生としての適性・資質を確認している。

公募推薦入試においては、基礎学力検査（「国語総合」「英語Ⅰ」から1科目選択）と書類審査の総合評価により、保育科学生としての適性・資質を判断している。

<社会人特別入試>

本学の第1次中期計画（平成22（2010）年策定）は、「地域の生涯学習機会の拠点」校として「社会人の受け入れ促進」を謳っており、このことを踏まえて、「入学時において3年以上の社会経験が見込まれ満21歳以上の者」を対象とする入試を実施している。アドミッションポリシーに沿った設問による小論文試験、同ポリシーに沿った質問による面接試験を通じ、保育科学生としての適性・資質を判断している。

<一般入試>

A日程（2月上旬実施）は、国語、英語、数学の3教科から1教科選択（2教科選択も可能でありその場合は高得点の1教科で判定）の学力試験、B日程（2月下旬実施）は、上記3教科から1教科選択の学力試験、C日程（3月中旬実施）は国語1教科の学力試験であり、受験生の得点により、保育科学生としての資質を判断している。

<その他>

本学園関係者の親族を対象とする「ファミリー入試」、高校の吹奏楽部所属者を対象とする「吹奏楽推薦入試」では、書類審査と面接試験により、保育科学生としての適性・資質を判断している。

兵庫大学短期大学部

経済支援関係入試である「地域密着型入試」「経済支援型特別入試」では、小論文試験、面接試験、書類審査の総合評価により、保育科学生としての適性・資質を判断している。

入学試験の合否判定については、入試委員会において厳正な審議を行っている。入試委員会は副学長が委員長となり、学科長、学科教員、事務職員により構成され、事務は入学課が所管している。なお、合否判定結果については、教授会および大学の最高意思決定機関である大学運営会議において報告している。

一般入試以外の入試合格者に対しては、入学前教育（フォローアッププログラム）を実施（10月下旬、12月上旬、2月中旬）している。3回の入学前教育においても、アドミッションポリシーの周知徹底を図っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去3年間の入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率は、表2-1-2のとおりである。

表 2-1-2 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率の推移（人数は各年度5月1日現在）

学部・学科		平成24年度入試（平成23年度実施）						平成25年度入試（平成24年度実施）						平成26年度入試（平成25年度実施）					
		定員	入学	充足率①	収容	在籍	充足率②	定員	入学	充足率①	収容	在籍	充足率②	定員	入学	充足率①	収容	在籍	充足率②
短期大学部	保育科第一部	150	145	96.7%	300	263	87.7%	100	119	119.0%	250	257	102.8%	100	117	117.0%	200	232	116.0%
	保育科第三部	80	93	116.3%	240	244	101.7%	80	95	118.8%	240	263	109.6%	80	89	111.3%	240	255	106.3%
合計		230	238	103.5%	540	507	93.9%	180	214	118.9%	490	520	106.1%	180	206	114.4%	440	487	110.7%

注1 定員：入学定員、入学：入学者数、充足率①：入学定員充足率、収容：収容定員、在籍：在籍者数、充足率②：収容定員充足率

注2 在籍者数には編入学生、修業年限超過生は除く

平成26（2014）年4月の短期大学部入学者数は206人で入学定員（180人）に対しての入学定員充足率は114.4%であった。

学科別の状況では、まず保育科第一部においては、平成23（2011）年度実施の入試までは入学定員を充足することができなかったが、平成24（2012）年度実施の入試から入学定員を改定（50人減）した結果、2年連続で入学定員を充足することができた（充足率：24年度119.0%、25年度117.0%）。また、収容定員においても2年連続で充足している。

保育科第三部においては、平成23年度（2011年度）実施分から平成25（2013）年度実施分までの3回の入試を通じ、連続した定員超過の学生受け入れ状況となっている（充足率：23年度116.3%、24年度118.9%、25年度111.3%）。また、収容定員においても3年連続で充足している。

平成25（2013）年度実施の入試を通じては、保育科第一部、保育科第三部、いずれの学科においても、入学定員を超過して学生を受け入れる結果となったため、今後は定員超過の是正に努める。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受け入れ方針の周知については、現在実施している広報活動を更に強化するほか、この受け入れ方針が、すべてのステークホルダーに対して、よりの確に伝達できるための工夫を行う。

入試制度については、アドミッションポリシーに沿って、受験生の適性・資質等を的確に評価できる制度の構築を目指し、更なる検討を進める。

学生受け入れ数については、AO 入試、推薦入試の内容を整備すること、高等学校との連携を強化することなどを通じて、適切な学生受け入れ数の維持に努める。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、「人間形成」と「人材育成」を教育目標として掲げ、生涯を通じた持続的な就業力の育成と専門職業人の育成を目指し、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、進路支援を行っている。

全学的な体制として、学生センター部長を委員長とする「就職推進委員会」を設置している。この委員会は、学長が委嘱する教員と、学生センター事務部長及びキャリア課長から構成され、毎月 1 回定例会議を開催し、学生の就職及び進学に関する事項やキャリア支援に関することについて、協議している。【資料 2-5-1】

1) 教育課程内の取り組み

保育士養成、教員養成を行う短期大学として、専門教育・教養教育の中で、職業人として必要な知識、技術、判断力等を獲得できるよう指導に努めているが、短期大学部での教育活動全体が、キャリア教育を担っており、卒業後の職業との関わりを重視して構成されている。キャリア形成については、1 年次のうちから意識をさせ、実習等を通じ、学生が自己発見、自己実現できることを目指している。

2) 教育課程外の取り組み

進路・就職相談、キャリア支援を行う組織として、学生センターキャリア課を設置し、5 人の専任職員を配置し、学生の進路・就職相談をはじめ、履歴書・エントリーシート添削、模擬面接、就職に向けた様々なガイダンスや行事の開催、求人情報の提供、資格取得支援を行っており、学生のキャリアに係わる様々な支援を行っている。また、就職先との連携強化や求人開拓、および卒業後就職した卒業生の状況調査のため、事業所への訪問も行っている。【資料 2-5-2】

学生センターキャリア課では、「学生の進路が決定するまで徹底的にサポートする」

という目標のもと、学科別に支援を担当するキャリア課のスタッフを決め、就職活動を行う対象学生全員と個人面談を行い、学生の顔と名前を覚えるとともに、希望進路を把握した上で、学生の進路に責任を持ったサポート体制で、常時学生の動向を把握して支援にあたっている。【資料 2-5-3】

さらに、保育科の就職推進委員と学生センターキャリア課が密に連携を取りながら、相互に学生の進路状況の情報を共有し、学生の就職指導・助言等を行っている。

このような体制のもと、学生センターキャリア課では具体的に次のような支援を展開している。

①キャリアガイダンスの開催

入学後のオリエンテーション期間中に、新入生を対象としたキャリアガイダンスを開催している。卒業後の進路を見据え、学生生活をどのように過ごすのかについてアドバイスを伝え、学生生活において、学生自身のキャリアを考える気づきを与えている。【資料 2-5-4】

②就職ガイダンスの実施

毎年7月に保育科第一部1年生、保育科第三部2年生を対象に大学の学生と合同で第1回就職ガイダンスを開催している。第1回目の就職ガイダンスでは、就職活動に向けての心構えや進め方、それぞれの進路に応じた支援内容を伝え、学生の就職に対する意識を高めている。

平成25(2013)年度の第1回目の就職ガイダンスについては、学生が授業により就職ガイダンスに参加できない状況を回避するため、同内容の就職ガイダンスを3回開催し、学生がいずれか1回に出席できる機会を設け実施している。その結果、平成25(2013)年度の第1回目の就職ガイダンスの参加率は、全体で88.6%と前年度より4.4ポイント上昇した。

その後、学生の希望する進路に応じた就職ガイダンスを展開している。

また、卒業最終学年(保育科第一部2年生、保育科第三部3年生)の7月に幼保就職ガイダンスを開催し、保育科で取得できる保育士資格・幼稚園教諭免許を活かした就職先への具体的な就職活動に向けた就職ガイダンスを実施している。

【資料 2-5-2】

③卒業生講演会及び内定学生による就職活動体験談の開催

学生の職業観や就職意識を高めるため、卒業後就職した卒業生を講師として招聘し、卒業生による講演会を開催している。在学生在が、先輩にあたる卒業生から現在の仕事内容や社会人に向けた心構えなどを聞き、卒業後の進路を考えるきっかけや働くことに対する具体的なイメージを掴んでもらうことを目的としている。

また、内定学生による就職活動体験談では、初めて経験する就職活動に向けてより具体的に活動の進め方を理解してもらうため、就職活動を終え内定を獲得した先輩学生から後輩へ、就職活動の体験談を語ってもらう機会を設けている。

【資料 2-5-2】

④幼稚園・保育所等の求人開拓及び卒業生の就職後の状況調査訪問

毎年6月～8月にかけて前年度卒業した卒業生の就職先である幼稚園・保育所・施設へ訪問を行い、卒業生の就職後の状況把握および求人依頼を行っている。

平成25(2013)年度は、126園の訪問をおこなった。また、本学は浄土真宗本願寺派の宗門関係学校であることから、毎年、浄土真宗本願寺派兵庫教区加盟園38園にも訪問し、本願寺派の幼稚園・保育所との友好的な関係構築に努めている。

訪問により得た本学学生の印象や園側が求める人材像については、保育科にもフィードバックをし、本学の教育に反映している。【資料2-5-2】

⑤学内企業説明会・選考会の開催

学生の就職活動の機会と学生と企業とのマッチングをはかるため、企業の人事担当者を学内に招き、「学内企業説明会」を開催している。平成25(2013)年度は、年間計25日間開催し、延べ111社の企業から参加があり、延べ438人の学生が参加した。参加企業111社のうち、12社が本学へ新規に参加した企業であり、外部で開催される様々な情報交換会や企業訪問によって、企業の新規開拓へつながっている。また、学生の就職活動における負担の軽減および就職に結びつける施策として、本学と友好的な関係にある企業を招き、学内において企業説明会と併せ1次採用選考試験まで行う学内企業選考会も開催している。【資料2-5-2】

⑥就活バックアップセミナー（就職支援合宿）の実施

就職活動における採用試験本番に備え、企業就職希望者を対象に、1泊2日で集中的に採用試験を疑似体験してもらい、学生の就職意識の向上と就職活動に向けた力（就職力）を身につけさせることを目的に、毎年就活バックアップセミナーを神戸市内のホテルにて開催している。

この就活バックアップセミナーについては、前年度の反省を踏まえつつ、就職環境や学生の状況等も考慮しながら、毎年少しずつプログラム内容を変更してきており、回を重ねるごとに目的を十分に達成できるプログラムとして完成度が高まっている。【資料2-5-2、2-5-5】

⑦ハローワークとの連携による就職相談、および求人紹介

就職環境の厳しさを鑑み、平成23(2011)年度から、地元のハローワーク加古川と連携し、学内において、大卒者等支援の専門職員「大卒就職ジョブサポーター」による出張就職相談及び求人紹介を実施（毎週1回）している。

平成25(2013)年度は、計41回実施し、短期大学部生27人の学生が求人紹介・就職相談を受けた。【資料2-5-2】

⑧各種資格取得講座の開催

学生が社会人に向けて、スキルアップやキャリアアップがはかれるよう、学内において様々な資格取得講座を開講している。この資格取得講座は、学科の専門性とも関連させ、学内で学生が比較的安価な受講料で受講できるよう整えている。【資

料 2-5-6】

⑨保護者対象就職説明会の開催

経済情勢の変化とともに、学生の就職環境が激変し、就職戦線の厳しさが続く中、保護者の方に就職を取り巻く環境や本学の就職支援等について理解していただき、家庭の中での就職活動生に対する支援等の一助となることを目的として、さらに学生の就職活動に関して、保護者と本学との連携をはかるため、平成 22 (2010) 年度より、就職に特化した保護者対象就職説明会を開催している。

平成 25 (2013) 年度は、通算第 4 回目の開催となり、従来開催していた 11 月から 7 月に開催時期を変更し、保育科第一部 1 年生、保育科第三部 2 年生および大学 3 年生の保護者を対象に開催、短期大学部からは 9 組 15 人 (出席者全体 50 組 72 人：過去最多の参加者数) の保護者の参加があった。

参加した保護者のアンケート結果では、参加者全員から「就職説明会に参加して良かった」との評価を得た。【資料 2-5-2、2-5-7】

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

教員全体の共通理解を深め、各々の授業の中で、学生のキャリア形成支援を意識しながら社会的・職業的自立に必要な能力を身につけさせるよう取り組むことが重要である。

ここ 5 年間の推移をみると、卒業生の幼稚園教諭免許や保育士資格の取得率は、実習指導体制が十分なものとは言えない中、年々向上している。学科としての努力や担当者の細かいケアがそれを支えていると思われるが、一方で多様な学生の状況や適性から、退学・除籍になる学生は微増の傾向にある。そのような学生が社会への視野を広げ、資格・免許取得に目覚めたり、取得をしなくとも他分野でのキャリア形成に興味を持ち、学業を続けられるような方策を今後検討していく。また、教育課程外においては、活躍する卒業生を活用し、幼稚園教諭や保育士の魅力を伝え、目指すべき姿を具体的にイメージさせるとともに、社会に出て必要となる能力を早期に認識させ、在学中に力を育む様々な機会を提供していく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学の学生へのサービス、厚生補導のための業務は、学生委員会、学習支援センター運

営委員会、健康管理センター運営委員会による組織的支援と、クラス担任制度による個別相談、健康管理センターによる厚生支援、学生センターによる学生サービス支援で構成している。これらは全て各組織が相互に連携しながら、学生サービス、厚生補導にあたっている。

1) 学習相談・学習支援

学習支援センターでは、自主学習環境を整備した場所を提供し、かつ国語、数学・理科の教科担当スタッフが常駐し、学習についての疑問や質問・学生生活を送る上での悩みに応じている。なお、自主学習環境には、平成 26 (2014) 年 3 月から新たにアクティブラーニング環境を整備した。

また、同センターでは、国語・数学・理科の 3 教科の基礎学力を向上させ、専門科目の学習へ備えるサポートを実施している。特に数学・理科においては、1 年生の基礎学力に不安のある学生を対象に、学生がその時期に学ぶ分野を重点的に、数学・理科学科担当スタッフによる基礎講座を開講している。これらは高校までの学びに自信の無い 1 年生において、基礎学力面で力を付けさせるだけでなく、専門教育内容の理解、習得に効果をあげている。

この他にも、就職活動時の採用試験対策として国語と数学の分野の就職対策基礎講座をそれぞれ全 10 回にわたって実施し、かつ教員採用試験対策を個別で指導している。また、絵本の講読や実習先への礼状の添削など、学科教育に応じた支援を実践している。

なお、同センターで対応した学生については、毎月開催する学習支援センター運営委員会で状況報告するだけでなく、どのような支援をしたかを毎月学科へフィードバックしている。さらに、年 1 回学科代表者と同センタースタッフが集まり情報交換を行い、同センターの今後の支援方法を学科と共に検討するなど、学科教育との連携や学生指導に役立てている。【資料 2-7-1、2-7-2、2-7-3】

2) 経済的支援

学生に対する経済的支援に関しては、それぞれの事情を確認した後、日本学生支援機構奨学金や本学独自の奨学金、公的機関の奨学金、教育ローンなどを紹介している。

日本学生支援機構の奨学金については、学内応募割合が年々高まる中、希望する者に応える事ができるように密接な対応を行っている。その結果、平成 25 (2013) 年度においては日本学生支援機構奨学金申請者の 84.2%が、奨学生として採用され、経済的支援に成果を上げている。

本学独自の奨学金については、「河野教育振興基金奨学金」や「兵庫大学短期大学部給付奨学金」、そして保護者会が支援している「むつみ奨学金 A」「むつみ奨学金 B」がある。本制度は、経済的困窮度が高く、成績優秀な学生を対象に、一定金額を給付する奨学金制度である。

また、学業、課外活動または社会活動のいずれかで、優れた功績をあげた学生に対して、学長からの表彰と共に年間 10 万円給付する「優秀学生表彰制度」がある。平成 25 (2013) 年度には学生 5 人に対して表彰状と共に奨学金を給付している。

その他、経済的支援として、特別な事情により、急にお金が必要になった学生を対

象に「学生貸出金制度」を設け、学生課が対応している。

学費納入に関しては、Ⅰ期・Ⅱ期それぞれの期日までの学納金の納入が困難である場合において、毎学期約4ヶ月間の猶予を与える延納制度を導入している。平成25(2013)年度においてはⅠ期21件、Ⅱ期29件の利用があった。

他にも、株式会社オリエントコーポレーションと提携した教育ローン「学費サポートプラン」を用意している。平成25(2013)年度は6件の利用があった。

また、入試においても経済的支援として、「経済支援型特別入試」を導入し、その入学者に対して授業料等を全額免除している。その他にも、学費の経済的負担の軽減と地域貢献として、地元である加古川市、高砂市、播磨町、稲美町地域の受験生を対象に「地域密着型特別入試」を導入し、その入学者に対しては授業料を半額免除している。なお、同入試においては、指定する地域のエリアを平成25(2013)年度に見直し、平成26(2014)年度入試から兵庫県内在住もしくは、兵庫県内の高等学校に在籍する受験生を対象としている。

これら経済的支援の状況については、表2-7-1に経済支援状況として一覧にまとめる。

【表2-13】【資料2-7-4】

表2-7-1 経済支援状況（平成25年度）

奨学金の名称	学内外	給付等	対象 学生数（人）	支給または 貸与総額（円）
むつみ奨学金 A	学内	給付	5	1,500,000
地域密着型入試授業料免除	学内	免除	5	1,310,000
経済支援型特別入試授業料免除	学内	免除	13	13,680,000
優秀学生表彰制度	学内	給付	5	500,000
学費サポートプラン	学外	貸与	6	3,284,850
日本学生支援機構奨学金（第一種）	学外	貸与	73	45,012,000
日本学生支援機構奨学金（第二種）	学外	貸与	194	167,920,000
三木市奨学金	学外	給付	1	108,000
合 計			302	233,314,850

3) 課外活動への支援

課外活動については、学内団体による課外活動支援を学生自治会である学生会が統括している。そして学生会が支援する学内団体には、体育会の学内団体：32団体、文化会の学内団体15団体の合計47団体が登録され、37.8%の学生（延べ204人）がいずれかの学内団体に所属している。

各学内団体の活動における指導者として専任教員・事務職員が顧問または監督となり、学内団体の活動支援を行っている。そして学内団体課外活動における経済的支援については、保護者会・学生会などの後援団体からの経済的支援として、各種目における連盟や団体に加盟・登録するための費用や、活動における経費の一部を負担している。とりわけ好成績を挙げたクラブについては、課外活動の活性化を目的に、優勝・準優勝した

団体または個人を対象に、奨励金を給付している。

また、全学内団体を対象にクラブ運営に関する面談を学生課員が年 1 回行い、各学内団体の現状を把握し、部室を含んだ施設設備の充実や実際の活動に対する様々な支援を行っている。事故対応としては「事故発生時の連絡網」を作成し、健康管理センター、医療機関などと連携し、課外活動中の学生の危機管理体制を整えている。

なお、学内団体 47 団体の内、漕艇部・女子駅伝部・ウエイトリフティング部・バレーボール部・吹奏楽部の 5 団体を強化指定クラブとしている。強化指定クラブの支援方法としては、他の学内団体と同様の支援の他、さらに上位の大会をめざすために必要な指導者の雇用、練習環境の整備し、かつ合宿や遠征費などの経済支援をしている。これら支援により、平成 25 (2013) 年度においては、以下のような活動記録を残した。

【表 2-14】【資料 2-7-5、2-7-6】

【平成 25 (2013) 年度 強化指定クラブの主な活動記録】

《女子バレーボール部》

関西大学バレーボール連盟 春季リーグ戦 7 部リーグ 1 位

関西大学バレーボール連盟 秋季リーグ戦 6 部リーグ 3 位

《吹奏楽部》

アンサンブル・フェスティバルひょうご in 淡路に出場し、奨励賞を受賞

その他にも、ボランティア活動では、学生向けに告知するためのボランティア掲示板を設置し、興味のある学生に対して情報提供を行い、かつボランティア活動をする際には参加学生の経済支援として現地までの交通費を支給するなど、学生がボランティア活動により参加しやすいように、学生課の職員を中心に個別対応しながら様々な支援を行っている。また、地域にある自治体や各種施設からのボランティア事業の要請については、学長室と学生課が連携して、学生への呼びかけから学生派遣まで行い、地域のボランティア活動へ積極的に学生を派遣している。これら活動を含み平成 25 (2013) 年度では、ボランティア活動で 15 件の実績、延べ 180 人の学生が参加した。【資料 2-7-7】

4) 健康管理

学生に対する健康管理、相談・心的支援等については、健康管理センターが中心となり対応している。

健康管理センターには医師及び専門の職員（医師免許を持つ教員 2 人、保健師・看護師の資格を持った常勤の専任職員 2 人）を配置し、健康管理を行っている。また、傷害や疾病に対しては適宜応急処置等を行っている。毎年 4 月には、全学生に対して定期健康診断を実施している。また心的支援・生活相談等については、上述の専門の職員が窓口となり相談の受付を行っている。さらに、より専門的なカウンセリングが必要な学生に対しては、個別に学内の心理カウンセラーがカウンセリングを実施している。平成 25 (2013) 年度の相談件数は 142 件であった。相談のあった学生については、必要に応じて、クラス担任と情報を共有して連携し、相談した学生の学修環境の整備に努めている。

その他にも、教職員対象の研修会を健康管理センターで企画・実施している。平成 25

(2013) 年度においては、発達障がい学生の対応について理解を深めるために、ひょうご発達障害支援センターから講師を招き、平成 25 (2013) 年 9 月に教職員対象の発達障がいセミナーを開催した。当日は教職員全体の約 40%にあたる 75 人の参加があった。

なお、学生生活全般的な相談については学生課と学習支援センターが中心となり対応し、必要に応じて健康管理センターと連携している。【表 2-12】

5) その他相談

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、モラル・ハラスメントの対策については、学内に相談員を配置し、学生のあらゆる面からの救済をはかり、学生の学ぶ環境づくりの充実に努めている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムについては、学生センターなどの各課窓口対応の他に、定期的実施しているアンケート調査（「学生生活実態・意識調査」ほか）がある。また、学生が大学に対する様々な意見・要望を提出し、解決するための協議機関として、「キャンパス・リフォーム委員会」がある。

1) 窓口対応

学生センターなどの各課にはそれぞれの窓口が設置され、学生からの意見・要望に対応している。その中でも授業に関する意見・要望は教務課で対応し、学生センター部長が学部長・学科長に報告のうえ、状況確認した後に学生へ回答する体制をとっている。その他にも、学生生活を有意義に送ることができるように、生活上の問題や交友関係などの相談を中心に「なんでも相談コーナー」を学生課に設置し、かつ勉学上の相談やその他相談に対応する「よらず相談」を学習支援センターに設置し、組織間連携をしながら学生の悩みに対応している。

2) アンケート調査

学生生活の実態や意識及び学生の意見・要望を調査するべく、原則として 3 年に 1 度、全学生を対象に「学生生活実態・意識調査」を実施している。平成 25 (2013) 年度は、第 6 回目の同調査を平成 26 (2014) 年 2 月に実施した。特に今回は第 5 回までに調査した項目を活かしつつ、近年の学生の動向を把握するため、全ての調査項目の見直しを実施した。その結果については、平成 26 (2014) 年 7 月学内ネットワークで公開する予定である。

また、学生食堂については毎年利用者アンケートを実施している。平成 25 (2013) 年度においては平成 25 (2013) 11 月に実施し、そのアンケート結果を参考に、あんかけうどんや八宝ラーメン、オムハヤシなど新たなメニューを 5 品目導入、販売価格もおにぎりを 90 円から 50 円に値下げするなど、学生食堂改善に活用している。【資料 2-7-8】

3) キャンパス・リフォーム委員会

本学では、これからの教育運営に役立てるために、キャンパス・リフォーム委員会を毎年2回開催している。ここでは、教育運営などを題材にして、学生の代表者と学長をはじめとする大学側が意見交換を行い、授業の改善、学生生活の充実、そして施設設備の改善等について、学生から出た意見・要望について大学側がその場で回答をしている。

平成 25 (2013) 年度は、兵庫大学の良い点・好きな点、悪い点について学生から忌憚のない意見を引き出し、それをもとに改善すべき点を中心に協議を行った。そして、同委員会で話し合われた内容を独自の新聞「キャンパス・リフォーム委員会新聞」に掲載し、全学生に対して配布した。【資料 2-7-9】

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

学生生活の充実を図るため、今後も引き続き、「学生生活実態・意識調査」を定期的に実施し、学生生活の現状把握に努め、学生委員会で支援体制の検討・改善を行い、さらなる向上を検討していく。

また、さまざまな学生相談・支援に応じるため、発達障がいセミナーを中心に教職員向けの講座を継続していく。

その他にも学生の向上心を育てるために、優秀学生表彰制度を見直し、成績優秀や正課外活動の実績を評価し、かつ経済支援ができる制度を充実させたい。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学における教員配置は、表 2-8-1 「短期大学設置基準上の必要専任教員数と本学現員数」のとおりとなっており、設置基準上の必要専任教員数及び教授数を確保している。

表 2-8-1 短期大学設置基準上の必要専任教員数と本学現員数

(平成 25 年 5 月 1 日現在)

学科	入学定員	必要専任教員数		現員	教員構成			
		別表 1	別表 2		教授	准教授	講師	助教
保育科第一部	人 100	人 8	人 3	人 9	人 6	人 2	人 1	人 0
保育科第三部	80	3	1	11	3	3	5	0
合 計	180	15		20	9	5	6	0

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任の選考基準については、「兵庫大学短期大学部専任教育職員選考規程」に、教授、准教授、専任講師、助教、助手の選考基準が明示されている。運用に関しては、教員の採用・昇任の発議は、短期大学部長が教授会の議を経て大学運営会議に提案を行う。大学運営会議は採用の必要可否及び昇任の可否を審議決定する。専任教員の採用は原則として公募により行われる。また、「兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則」を制定し、任期を定めて任用する教員の採用を実施している。さらに、「兵庫大学等特別任用教員規則」を制定し、本学の教育方針に賛同し教育研究遂行上または講義編成上特に必要とする者を特別任用教員として採用している。

教員の採用・昇任については、「兵庫大学短期大学部専任教育職員選考実施取扱要領」及び「兵庫大学短期大学部専任教育職員採用の手続きについて」に規定している。その他、昇任候補者の選出については、「兵庫大学短期大学部専任教職員の昇任候補者選出に関する内規」を規定している。運用に関しては、教授会及び大学運営会議において審議決定された候補者について、①資格審査委員会における審査、②資格審査委員会の審査結果を基に教授会において採用または昇任の可否について審議、③教授会において「可」の判定を受けた場合、大学運営会議において採用または昇任の可否について審議決定を行う。

なお、採用の場合、学長は教授会において「可」の判定を受けた候補者に対して面接を行う。さらに理事長は大学運営会議において「可」の判定を受けた候補者に対して面接を行い、最終的に候補者の採用を決定する。

また、任期を定めて任用する教員及び特別任用教員の採用についても、上述の手続きを経て採用を決定している。

教員の資質・能力向上への取組みとしては、平成 13 (2001) 年度に「授業評価アンケート」を開始し、その後種々検討・改善を行ったのち、平成 25 (2013) 年度より現在の「授業アンケート」に至っている。この「授業アンケート」は、各学期末に開講した全授業科目を対象に実施しており、その結果については担当教員へのフィードバック及び学内ホームページへの掲載を行っている。また、担当教員はフィードバックの結果を踏まえ学生に対するコメントを学内から閲覧可能なホームページに掲載することができる。さらに平成 19 (2007) 年度からは、教員が希望する授業科目を対象に学期開始 4 ～ 5 週目に「中間アンケート」を実施している。その集計結果は担当教員に 1 週間以内にフィードバック

しており、このことにより授業開始直後での学生の意見等を把握することができる。

なお、平成 16 (2004) 年度から「教員評価制度」を導入した。この「教員評価制度」は各年度を評価対象期間とし「教員評価の評価点の基準」をもとに教員個々が所定の「個人評価調査票」を作成し自己申告を行うことで評価を行っている。教員評価の結果は、全体の集計結果を公表し、教員個々の評価結果については、それぞれの所属学部長から、文書でフィードバックしている。また、教員評価結果の処遇については、賞与に加算することで反映させている。

FD 活動については、平成 17 (2005) 年度に、授業の内容、方法等の改善をはかることを目的に行う組織的な活動を実施するため (FD) に、また、授業の内容、方法等についての学生による評価を実施するため (授業評価) に、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・授業評価実施委員会」を設置した。その後、「FD 委員会」及び「授業評価実施委員会」等の設置を経て、平成 21 (2009) 年度からは、「FD」及び「授業評価」を所掌事項とする「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD 委員会」を設置し、本学における教員の授業改善及び全学の教育の質の向上を目指した取り組みを実施している。

平成 25 (2013) 年度は、4 月に本学に着任した新任教職員を対象に、「新任教職員研修」を実施した。また、2 月には、「学生の能動的・主体的な学修をいかに作り出すか」を主眼とした「アクティブ・ラーニングに関する講演会」を実施した。

【資料 2-8-1、2-8-2、2-8-3、2-8-4】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育の充実のため、全学的な組織として「兵庫大学・兵庫大学短期大学部基礎・教養科目委員会」を設置し、科目設定及び科目担当者、その他基礎・教養科目運営に関することについて審議している。さらに、「同委員会」で審議した内容については、各学部の「教務委員会」に提案または報告を行った後、各学部の「教授会」で決定するシステムを取っている。また、教養教育の実施運営については学生センター教務課が担当しており、その教務課を統括している責任者 (学生センター部長) が「兵庫大学・兵庫大学短期大学部基礎・教養科目委員会」の委員長を務めていることから、審議並びに運営の責任体制は整備されている。

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

専任教員数については、現在の適切な状態を維持し充実をはかる。また、教員新規採用時には教員構成のバランスを考慮しながら教員配置を行うように進める。

教員の採用・昇任については、教育環境等の変化に伴い、研究業績や教育業績のみならず、社会活動等の業績を考慮し資格審査を行っていく必要がある。今後は社会活動等の業績を評価できる選考基準の策定を進める計画である

学内の FD 活動や授業アンケートの実施については認知されているが、授業改善の具体的な方策についての共通理解は教員により差があることは否めない。

今後は、さらなる FD 活動を推進するため、学習履歴や意欲等において多様化している本学の学生の実態を把握することを目指すとともに、教員主体の教授 (ティーチング) から学生主体の学び (ラーニング) への転換を進めるなど、教員の能力を最大限に引き出し

た授業・学習改善を進める。

「教員評価制度」は、平成 18（2006）年度に「教員評価制度のあり方検討委員会」により、平成 18（2006）年度と平成 21（2009）年度にそれぞれ見直しを行い、平成 22（2010）年度からは一部変更を行った内容で実施している。「同制度」の評価項目及び実施体制については、毎年見直しを実施することとしており、今後も継続して完成度の高い「教員評価制度」を目指す。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者である学校法人睦学園（以下、本学園という。）の管理運営は、「学校法人睦学園寄附行為」（以下、寄附行為という。）、「理事会業務委任規則」、「学校法人睦学園組織規則」、及びそれに基づく関連規定により行っている。【資料 3-1-0】

寄附行為第 3 条には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、「建学の精神」に基づく学園の教育目的のもと、学校教育を行い、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と明確に表明している。【資料 3-1-1、3-1-2】

なお、「建学の精神」の内容については、学園の設置学校によって統一性に欠如していた内容を平成 17（2005）年 5 月 21 日開催の理事会において「『和』を根本の精神として仰ぎ、仏教主義に基づく情操教育を行い、有為な人材を育成する」へと統一し、同年 6 月 10 日の全教職員の集い「進睦^{しんぼくろくてんかい}610会」で周知し、同時に学園のホームページにも掲載している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の管理運営は、私立学校法に基づき「理事会」、「評議員会」等が行なっている。理事長のみに代表権を付与し、理事長が学校法人を代表し、その業務を総理している。管理運営機関には、議決機関としての「理事会」、日常業務等の協議・決定機関としての「常任理事会」、諮問機関としての「評議員会」を設置し毎年定期的に開催している。また、監査機関としての「監事」を設置している。

本学園は「建学の精神」に基づき、基本目標を「地域に愛される学園」「質を重視する学園」と定め、その実現へ向けた具体的方策として、平成 22（2010）年に法人では、財政健全化に向けて第 7 次財政中期計画を、大学・短期大学部では、教育、研究、社会貢献等を軸にした第 1 次中期計画を策定し、確実な業務の遂行と努力を継続している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

前述の寄附行為第3条のほか「兵庫大学等就業規則第3条」にも「職員は、教育基本法及び学校教育法に従うとともに、「建学の精神」に基づく学園の教育目的を尊重しなければならない」「職員は、この規則及びその他の大学内の諸期則を守り、誠実にその職務を遂行しなければならない」と定めている。また、私立学校法、短期大学設置基準等の関係法令の遵守はもとよりそれらが改正された場合も速やかに対応し、法令の遵守に努めている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

(ア) 環境保全

本学は、開設当時から周辺自然環境と調和したキャンパス作りに努めており、とりわけ校地には緑葉樹を多く有しており、自ずと周辺地域における二酸化炭素削減に資している。また、従来からの取組みに加え、東日本大震災を契機に、大幅な消費電力の削減を目指し一層の省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的には、照明設備の消灯徹底・空調設備の効率運転・OA機器備品等の効率的な使用等を実施している。

また、喫煙については受動喫煙防止法に基づき、学内には分煙措置を講じている。

(イ) 人権

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程」を制定し、同委員会によって毎年活動方針を策定し、人権教育の活動方針を策定している。取り組みの内容としては、同委員会の委員が中心となって各種研修会への参加、学生や教職員対象の人権教育講演会の開催等を定期的に行うことで全学的な人権意識の敷衍に努めている。

【資料 3-1-3、3-1-4】

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、全教職員（派遣職員等含む）には小冊子「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を配付し、教職員及び学生に各種ハラスメントの防止並びに問題が生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を周知し、教職員及び学生の教育研究、就業及び学習の公正で安全な機会及び権利の保障に努めている。さらに、学生は学外実習の機会が多いことから、「ハラスメント防止に向けて〈実習編〉」のリーフレットを作成し、各実習施設等へ配付を行うことで理解と協力を得て、学外実習先でのハラスメントの防止にも努めている。【資料 3-1-5、3-1-6、3-1-7】

(ウ) 安全

「危機管理に関する規程」に基づき、本学及び本学の周辺、また本学の構成員の身の上において、緊急に対処すべき危機事象が発生した場合には、学長は、危機対策本部を設置し、その対応にあたることになっている。さらに「危機管理ガイドライン」に基づき、危機管理対策本部の役割や危機事象事例とその担当部署を明確にし、危機事象発生の場合の対応に備え、連絡網や責任者を明確にしている。

火災、地震等の災害については、「防災管理規程」により、防火管理者、防災責任者、火元責任者を置き、その災害に備えている。【資料 3-1-8、3-1-9、3-1-10】

火災発生のための訓練として、毎年、教職員や学生を対象に加古川市消防署の指導により防災訓練を実施している。

人命の緊急事態に備えて、学内に「AED」装置を4台配置するとともに、毎年1回学生・教職員対象に「AED」講習会（普通救命講習）を開催し、「AED」装置を扱える修了者を増やしている。なお「AED」装置については、近隣の住民にも対応できるよう体制を整えている。【資料 3-1-11、3-1-12】

薬品類の取扱いについては、「薬品類の取り扱い管理及び廃棄等に関する規程」により、管理責任者、取扱い責任者、総括取扱責任者を置き、薬品類の購入、取扱い、保管、管理及び廃棄に関して、事故防止を万全に行うよう安全管理体制を整備している。

【資料 3-1-13】

コンピュータ関連のセキュリティー対策としては、学内と学外のネットワーク接続点に「ファイアウォール」を設置、通信を制御し、学内ネットワークの安全を維持している他、電子メールのウイルス対策としてメールサーバー上で「ウイルス対策ゲートウェイ」を稼働させ、送受信されるすべての電子メールに対してウィルススキャンを行い、ウイルス付きの電子メールが送られることを防止している。また、急な停電等に対応できるよう各種サーバー及びネットワークには「無停電電源装置」を整備している。

個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する規程」を制定し、法令の遵守はもちろんのこと、学園及び教職員が果たすべき責務を明確にしている。【資料 3-1-14】

その他、学内の警備体制は、守衛を常時2名以上配置し、365日、24時間管理体制を確立させている。学生や教職員の健康面については、健康管理センターを設置し、カウンセリングが必要な場合、カウンセラー等に対応できるシステムを整えている。また、教職員の安全衛生の維持向上、健康障害防止等については、「衛生委員会規程」に基づき、「衛生委員会」が対応している。【資料 3-1-15】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報は、学校教育法施行規則で定められたとおり、本学ホームページにおいて教育・研究及び学生支援関係の情報を公開している。また、平成26（2014）年度から導入される大学ポートレートにも参画し幅広い情報提供へ向け準備を進めている。

財務情報は、学園の広報紙「別冊あおぞら」で事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録等を公表するとともに、学園のホームページにおいても経年度分を含め同様に公開している。

財務書類の閲覧に関しては、「学校法人睦学園財務情報等の閲覧に関する規則」を制定し適切な開示に努めている。【資料 3-1-16】

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は継続的に維持できている。安全への配慮については将来予想される大規模地震や台風等の自然災害、失火、停電、新型ウイルス感染や学生事故にまで多岐に至ることから、これらの危機管理体制の実効性を検証するとともに地域との連携協力を視野に入れた広域的な危機管理体制の構築へ向けさらに努力する方針である。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(ア) 理事会

私立学校法のもと、「寄附行為第 17 条」において明確に理事会を最終的な意思決定機関として位置づけている。理事会では「理事会業務委任規則」に則り、法人及び設置校の管理・運営に関する重要事項を審議することとし、定例の 5 月及び 3 月に加え年間 5、6 回開催している。なお、議決要件として「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす」（寄附行為第 17 条第 10 項）ことも明確に定めており、意思決定は適切に行われている。

現在、理事は 12 人（大学長 1 人、設置学校園の長 2 人、評議員からの選任者 2 人、学識経験者 4 人、法人職員 3 人）で構成しており、理事のうち 1 人を理事長として選任し、それぞれ寄附行為に定めた職務を行なっている。【資料 3-2-1】

(イ) 常任理事会等

本学園の理事会会議規則に基づき、設置学校の日常業務に関する重要事項の連絡調整や業務の統一かつ速やかな遂行等を図るために常任理事会を置いている。

常任理事会は、理事長、学長及び学内理事に加え、設置校の教頭及び事務長等で構成する「拡大常任理事会」として、理事会の議案の他、学校法人の日常業務全般について機動的に協議・決定を行なえるよう月 1 回定例開催している。その決定事項は理事会において理事長から報告を行っている（理事会会議規則第 19 条）。

この他に理事会の諮問機関機能を担う「学園協議会」を備え、学園運営の諸課題について審議・立案等を適宜行なっている。

管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室等）が担い、「法人事務局事務分掌規定」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画調整等を行なっている。【資料 3-2-2、3-2-3、3-2-4、3-2-5、3-2-6】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 17（2005）年 4 月の私立学校法改正に伴い、管理運営体制の改善・強化に努めてきた。今後も急速に変化する社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行なうため、意思決定機関として理事会機能を充実させるとともに、監事機能を十分に稼働させることで法人経営の充実を図る方針である。さらに、「建学の精神」、「教育の理念」に照らしつつ、本学園の基本目標である『地域に愛される学園』『質を重視する学園』経営と教学の一体感を醸成する体制整備にも努める方針である。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

短期大学部の管理運営に関しては、「兵庫大学短期大学部組織運営規程」及びそれに基づく関連規程に基づき行なっている。

短期大学部を含む大学内での最高意思決定機関として「大学運営会議」（学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、部長、附置機関の長等で構成）を置き、原則毎月2回定例開催し、大学及び短期大学部の基本的事項を審議決定している。各学部長及び各学科長が構成員であることから、教授会、学科会議との意思疎通も適切に図られている。

特に、人事・予算・施設等の管理運営に係る基本的事項については、「大学運営会議」に諮る前に「業務推進検討会議」（学長、副学長、学長室長、事務部部长、学生センター部長・同事務部長で構成）において関連事案を検討し原案を策定している。

【資料 3-3-1、3-3-2、3-3-3、3-3-4】

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

理事会は、「理事会業務委任規則」に基づき短期大学部の管理運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務を学長に委任している。

学長は、「大学運営会議」において議長を担い学内意思決定のとりまとめを行うと同時に、常任理事として理事会での決定事項等の学内周知徹底や調整を行っている。

学長の下には副学長（教育担当、研究担当）2人と学長補佐1人を置き、それぞれの職務の範囲内において機動的に学長を支援・補佐する体制を敷いている。

また、短期大学部組織に学長室を置くことで、各担当（企画・地域連携・宗教）間で有機的に業務上の連携を行ない、「大学運営会議」等で決定した短期大学部の中期計画を始めとした各種重点施策の実効性と推進力を維持・発揚する役を担っている。【資料 3-3-5】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

短期大学部の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップが発揮できる組織の整備・構築ができているが、一方で現状運営を継続するだけではなく、社会の変化のスピードに合わせた意思決定機能へと改善・向上を図る方針である。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

(ア) 法人と大学の連携

本学園全体の日常業務の連絡調整及び決定は、月例開催の「拡大常任理事会」で行なっている。また、この場において、学園方針の周知徹底を図るとともに大学における個別の問題についても協議を行なっている。

理事会には、教学部門から学長、副学長（教育担当・研究担当の2人）計3人の教員（理事会構成員の四分の一）が、さらに、「拡大常任理事会」には学生センター部長（教員）、学長室長、学長補佐（学生センター事務部長兼務）及び事務部部長の4人も構成員として加わっている。「評議員会」には、短期大学部から学長、副学長（2人）の他に学長補佐が加わることで教学部門の責任者4人が構成員となっている。

上記の4人は大学の最高意思決定機関の大学運営会議の構成員であり、結果、理事会等は管理部門と教学部門の責任者が参集することで、共通に学園の現状を把握、理解するとともに、諸問題の分析や将来に向けての計画の検討を行なっている。

表 3-4-1 理事長・学長等の主な会議の出席状況 (○：構成員 △：同席)

会議 \ 職位	理事長	学長	副学長	学長室長	事務部長	学生センター部長	学部長	学科長	法人事務局長
理事会	○	○	○	△	△				△
拡大常任理事会	○	○	○	○	○	○			○
評議員会	○	○	○	△	△	○	○		△
月例懇話会	○	○	○	○					○
大学運営会議		○	○	○	○	○	○	○	
業務推進検討会議		○	○	○	○	○			
教授会			○				○	○	

(イ) 理事長と学長の連携

また、理事長と教学部門の統督者である学長とが個別に教学面及び管理運営面の諸課題

について意見交換する「月例懇話会」（副学長・法人事務局長・学長室長含む。）を月1回定例開催しており、機動的かつ適切な連絡調整が行なえる機会として、法人及び短期大学部間の意思疎通と連携強化の面を補完している。【資料 3-4-1】

3-4-②法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学園の管理運営機関では、議決機関としての「理事会」、日常業務等の協議・決定機関としての「常任理事会」、諮問機関としての「評議員会」、監査機関としての「監事」を設置し、短期大学部部門では「大学運営会議」を中心にして、ともにそれぞれの位置付けを明確にし、役割を果たすことで意思決定過程における適切性及び円滑化を図っている。

理事会の構成は、学内理事と学外理事の比率が「8人：4人」、また評議員は、理事の12人の他、学園の教職員、卒業生、学識経験者及び保護者の幅広い範囲から選任された計30人で構成している。大学の建学の精神、使命・目的の具現化に充分理解と見識のある者から選出することで、理事会の諮問機関として寄附行為第22条に掲げる事項についてそれぞれの意見を反映させ、運営面での適切性及び公共性を担保している。

監事の2人（公認会計士と弁護士）は、寄附行為第7条に定めるに従い選任され、理事会・評議員会に毎回出席し、適宜意見を述べるとともに、公認会計士との連携による会計監査、短期大学部を始めとする本学園の各設置校に対する業務監査等を行ない、毎年度監査報告書及び業務監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出している。さらに、業務監査報告書は「大学運営会議」において示すことで、短期大学部における業務改善機能の一端を担っている。【資料 3-4-2】

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学園における学校法人業務の最高意思決定機関としての「理事会」、さらに大学と短期大学部における大学等業務の最高意思決定機関としての「大学運営会議」。これらは、責任と権限を明確にして法人運営と教学運営の機能分担・相互の連携を率先して図っている。

教育研究に関する運営は、「短期大学部教授会」、「学科会議」、「各種委員会」が適切に機能することで行なっている。

原則、全教職員が何れかの会議体に参加することで教学運営に関する企画・立案及び情報共有に係っており、教員と職員との連携・協働機能の一翼を担っている。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

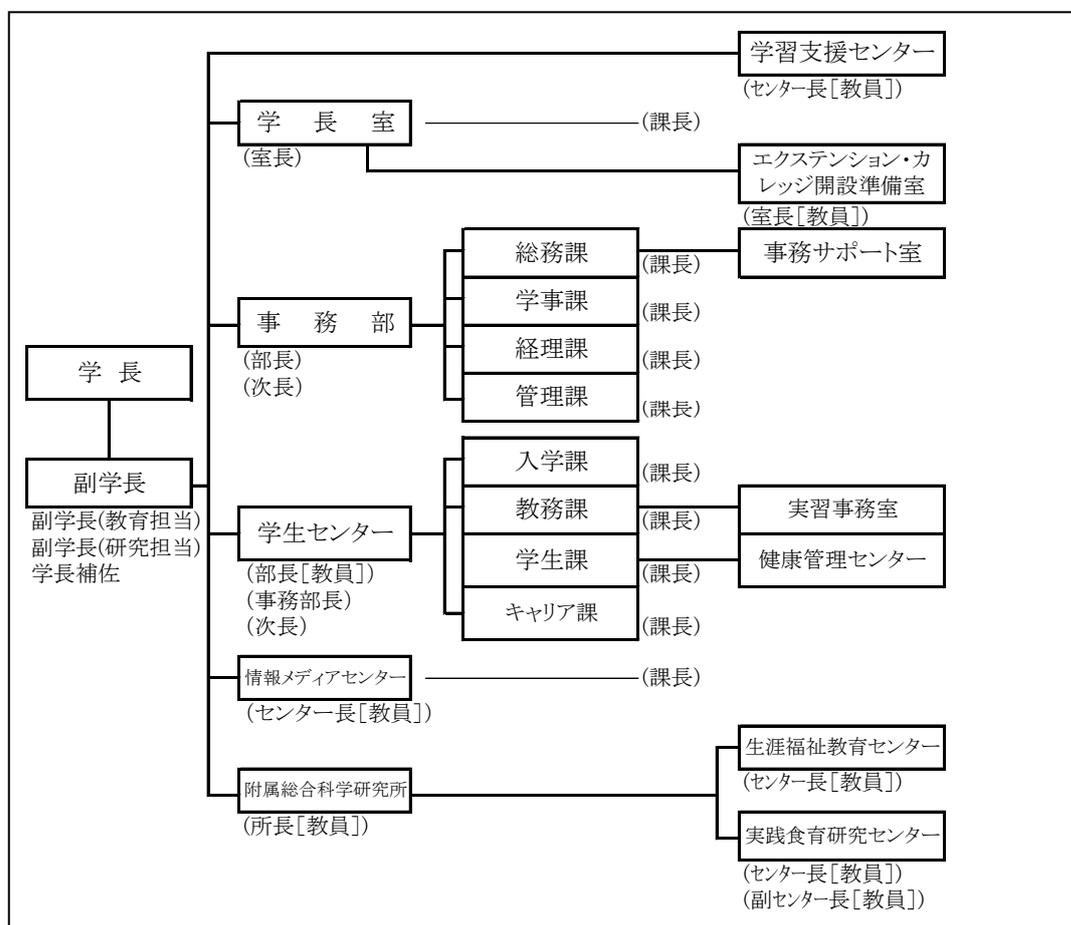
3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

事務組織については、「兵庫大学短期大学部組織運営規程」により、組織及びその運営に関して必要な事項を定め、短期大学の業務の統一かつ能率的な遂行をはかっている。また、「兵庫大学短期大学部事務分掌規程」により、事務の能率的な遂行のために必要な事務分掌を定めている。【資料 3-5-1、3-5-2】

事務組織は、図 3-5-1「事務組織図」で示すとおりである。職員数は、専任職員 60 人、補助職員 6 人、派遣職員 6 人である。

なお、職員は併設する兵庫大学の事務を兼務しており、短期大学及び大学全体の業務を効果的に執行している。

図 3-5-1 事務組織図



また、専門的な警備・清掃・食堂・購買・学生寮の業務については、外部の専門業者に業務委託し、管理課及び学生課がそれぞれの業務遂行状況や業務内容の点検などを行い、配置している。

教員の研究支援については、学事課が担当し、あわせて附属総合科学研究所の運営事務も担当している。

また、学事課は、科学研究費補助金や民間助成金の申請事務等のサポートに当たっている。さらに、平成 25 (2013) 年度からは、教員の教育研究活動の支援の一つとして、教員の研究費に係る出張旅費の精算や物品の購入に必要な事務処理を代行している。

その他、学部学科の運営への支援として、全般的に学部学科の事務を処理する事務サポート室を設置し、この業務については派遣会社に業務委託している。なお、事務サポート室は、事務部総務課の管轄として配置し、学部学科の事務業務以外に、各事務部署のルーティン業務も委託するなど、短期大学全体の定型的なルーティン業務について委託しているよう毎年業務内容の見直しを行っている。

学生の教育支援については、主に学生センター、情報メディアセンターが担当し、履修指導、課外活動等の指導、就職支援、健康相談、生活相談などは、学生委員会、教務委員会、就職推進委員会等で教員とも連携を図り、学生一人ひとりをサポートするよう努めている。

また、学生の学修指導及び学生生活に関する各種相談に応じ、学生の教育活動及び学生生活の充実を図ることで、学生をスムーズに学科専門教育へ接続させることを目的に、学習支援センターを設置しており、その業務に必要な教職員を配置している。

学生の学外実習支援については、学科の学外実習担当教員を中心に学科内で検討するとともに、学生センター教務課（実習事務室）も学外実習に係る相談業務等を行い、学生をサポートしている。【資料 3-5-3】

過去 3 カ年の S / S（学生と職員）比率は、下表のとおりである。

年度	a 学生数(短大)	b 学生数(大学)	c 専任職員数	S/S 比率((a+b)/c)
平成 23 年度	470 人	1,098 人	64 人	24.5
平成 24 年度	521 人	1,167 人	56 人	30.1
平成 25 年度	537 人	1,238 人	60 人	29.6

※専任職員は、併設する大学の事務を兼務している。

職員は、経営・教学組織へも参画している。本学の最高意思決定機関である大学運営会議には、学長補佐及び事務部署の各部長（学長室長、事務部部长、学生センター事務部長）が構成員となっており、教務委員会や学生委員会などの各種委員会には、40 委員会に、延べ 78 人が構成員となっており、1 委員会に約 2 人の職員が関与していることになる。なお、教授会については、教務課が事務を担当し、運営をサポートしている。【資料 3-5-4】

以上、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び適切な職員の配置による業務の効果的な執行体制が確保されている

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学の管理運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務執行における体制は 3-3-②で、事務的な業務執行における体制は 3-4-③で述べたとおりである。

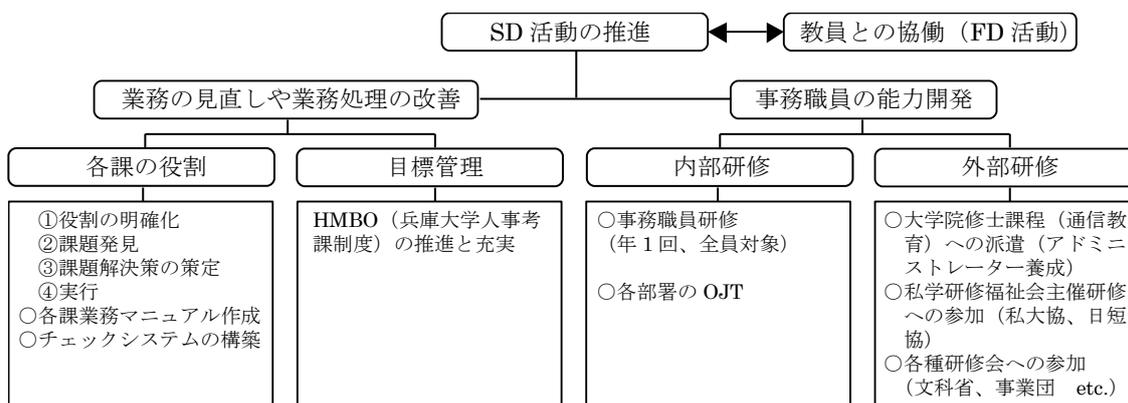
なお、事務職員の業務については、上長がその執行を管理しており、最終的には、法人事務局長及び大学事務部部長が執行を管理している。

また、「学校法人睦学園稟議規則」及び「稟議に関する申し合わせ」により、理事長に決裁を受けなければならない事項や学長の専決処理について定め、経営能率の向上を図るとともに、学長の決裁を受けなければならない事項についても専決者を定め、業務執行の機能性を図っている。【資料 3-5-5、3-5-6】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学における職員の資質向上のための研修の取り組みは、図 3-5-2「研修（SD（Staff Development）等）の取り組みチャート図」のとおりである。

図 3-5-2 研修（SD 等）の取り組みチャート図



[HMBO（兵庫大学人事考課制度）]

本学は、平成 7（1995）年から「職員人事考課制度」を導入した。また、逐次、この「人事考課制度」の見直しを行い、平成 18（2006）年に第 2 段階として現在の「HMBO」を構築した。

この「HMBO」の内容は、全職員に対して人事考課基準、職位のあり方、処遇システムなどを公表し透明性をはかり、考課結果の処遇への反映については、夏季及び冬季賞与にプラス処遇または、マイナス処遇の形で反映させている。

[内部研修]

年（夏季）に 1 回、2 日間にわたり、職員全体で研修会を実施している。この全体研修会では、職員の資質向上を目的に実施するが、一方、職員相互の親睦をはかる目的で、レクリエーションや懇親会なども盛り込んだ内容で実施している。

なお、この全体研修会ではテーマを毎年定め、外部講師による講演、班別討議と発表等の内容で実施している。【資料 3-5-9】

また、毎年、理事長から「私学を取り巻く諸情勢」等の講話があり、大学人としての基

礎知識の習得も行っている。

さらに、本学園の創立記念日である6月10日には学園の全教職員が集う「^{しんぼくろくてんかい}進陸610会」が開催され、理事長を始め、学園設置校の学長等から学園や併設校の方針、課題、重点施策などの発表があり、教職員相互の情報収集・交歓の場として活用している。【資料3-5-10】[外部研修]

外部研修会については、多様な機会を利用して各職員の階層に応じた研修に派遣している。(表3-5-3「参加した研修・セミナー等の主な主催団体一覧(平成25(2013)年度)」)これらの研修の内容については、参加した職員がレポートにまとめ、「課長連絡会議」において研修会報告を行っている。また、その研修会報告を各課長から課員へ報告することにより、職員全体で情報を共有している。

平成24(2012)年度からは一般社団法人日本能率協会が開催する「JMA 大学SDフォーラム」に原則として1セミナーにつき3名を派遣している。このセミナーは、『コンセプト・ナレッジ(企画・改革力)』、『ヒューマン・ナレッジ(人間力)』、『テクニカル・ナレッジ(業務知識・遂行力)』、『トピックテーマ』の4分類、年間20種類以上で構成され、階層別研修や企画力などの実践的スキルを身につけるための研修となっている。同様に受講後は、参加者のレポートを義務付け、さらに参加者の感想などを取りまとめ、各セミナーの配付資料とともにファイリングし、各課に1冊配付している。

その他、高度な専門性を持った事務職員の養成を目的に、大学院(通信課程)への職員派遣制度を平成19(2007)年度に導入し、平成22(2010)年度に職員1名を派遣した。

表3-5-3「参加した研修・セミナー等の主な主催団体一覧(平成25(2013)年度)」

分類	主 催
大学等団体	日本私立大学協会
	私学研修福祉会(日本私立大学協会)
	日本私立短期大学協会
	私学研修福祉会(日本私立短期大学協会)
	日本私立学校振興・共済事業団
官公庁	文部科学省・厚生労働省
	独立行政法人日本学生支援機構
各種学会	大学行政管理学会
大学連携機構	大学コンソーシアム京都
	大学コンソーシアムひょうご神戸
人権教育関係	加古川市企業人権・同和教育協議会
	ハローワーク加古川
民間研修機関	関西経済連合会
	私学経営研究会
	私学高等教育研究所
	地域科学研究会高等教育情報センター
	株式会社 エデュース
民間研修機関	新日本有限責任監査法人

兵庫大学短期大学部

分類	主 催
民間研修機関	有限責任監査法人トーマツ
	日本人事行政研究所
	日本能率協会
その他	仏教系大学会議
	龍谷総合学園

[その他]

新規採用の職員に対しては、入職前に学内見学会を開催するとともに、事前に私学人として必要な基礎知識の修得に努めてもらうため、「大学教職員の基礎知識」（学校経理研究会が発行）の冊子を事前教材として配付している。入職直後には新任教職員対象の研修会を開催し、建学の精神や教育研究支援体制、地域連携などの本学の取り組みについての理解してもらうよう努めている。

また、入職後はさらに、毎年、日本私立大学協会や加古川商工会議所が主催する初任者研修会、加古川市企業人権・同和教育協議会主催の研修会に参加し、社会人としての基本的なビジネスマナー等の研修に加え、人権教育についての研修も行っている。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

大学職員は、大学の管理運営、教員の教育研究活動の支援など重要な役割を担っており、私立短期大学を取り巻く環境が厳しくなり大学経営をめぐる問題が高度化・複雑化する中、本学においても職員の職能開発（SD）は重要な課題である。教員と職員との協働関係を強化するためにも、SDを推進して専門性の向上を図り、教育・経営など様々な面で活躍するような職員を養成するため、引き続き、各種研修や大学院への修学派遣を積極的に行っていく。また、職員のメンタルヘルス対策や若手職員の育成などの観点からも課長を始めとした管理職の資質・能力をさらに向上させる必要があり、今後は、管理職研修も進めていく方針である。

また、限られた人材の中、大学改革のための中期計画の実行や地域とのさらなる連携強化、建学の精神の具現化などを進めていくために、事務処理の効率化、定型的なルーティン業務（ノンコア業務）のアウトソーシング化、雇用の多様化（派遣職員等）を図り、さらに効率的な事務組織を編成していく方針である。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、平成 19（2007）年度に財政の「再建」から「安定性の確保」に重点を置いた「第 6 次財政中期計画(平成 19（2007）年度～平成 23（2011）年度）」を策定した。しかし、社会・経済環境の変化に伴う学生募集への影響や計画施策の変更・遅延等が発生し、実態と計画数字の遊離が顕著になってきたため、計画を前倒しして、「適正財政の実現」に重点を置いた「第 7 次財政中期計画(平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）（以下、中期計画という。）」を策定した。

中期計画は、「平成 26（2014）年度 帰属収支差額比率の 5.0%以上の確保」と「人事構成・適正人員等を見直し、平成 26（2014）年度人件費比率 50%台の確保」を基本方針としており、各部門は中期計画の目標達成に向けて単年度の予算編成を実施している。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学では、中期計画を基本として、年度ごとの事業計画の下、年度予算を編成している。

短大部門では中期計画の目標達成に向けて、学生募集の強化による学生納付金の確保、「教員定数・職員定数のガイドライン」の設定による人件費の削減及び平成 24（2012）年度には経費の大幅な削減を図るべく「経費の仕分」を実施した。

学生募集では、平成 24（2012）年度は短大全体で入学定員を充足し、さらに、平成 25（2013）年度は保育科第一部、保育科第三部ともに入学定員を充足し、順調に推移している状況である。

「教員定数・職員定数のガイドライン」の設定では、大学設置基準・指定規則等の規則に基づいた教員数を基本定数として運用しているが、新学科設置やカリキュラム編成上、ガイドライン定数まで教員数を削減できていないのが現状である。

「経費の仕分」では、通常の前年度予算査定後に、さらなる経費等の削減策として、平成 24（2012）年度の前年度予算で、賞与月数の見直しや役職手当カットによる人件費の削減及び経費項目を再度洗い直し、結果として大学・短大で約 1 億円の経費仕分を実施した。平成 25（2013）年度においても、一部経費項目の復活があったが、引き続き、前年度の経費仕分を継続した。

また、平成 24(2012)年度には中期計画とは別に本学園の「財務体質の構造的転換」が理事会で決議された。ここでは、「前受金先喰い体質の脱却元年」をスローガンに予算編成の基本方針(「財務規律」)が示され、これを下に各部門の予算を策定した。平成 25(2013)年度予算策定においても引き続きこの財務規律を踏襲している。

これらの政策により、収支のバランスが図られ、中期計画を上回っている状態となって

いる。結果として、短大部門における平成 25(2013)年度の帰属収支差額比率は、中期計画では 10.0%であるが、決算数値では 12.4%(中期計画比+2.4 ポイント)となった。また、人件費比率は、中期計画では 51.6%であるが、決算数値では 41.5%(中期計画比△10.1 ポイント)となった。【表 3-5、3-6、3-7、3-8】

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤の確立については、今後も入学定員充足に重きを置き、メリハリのあつる予算編成により、強固な財務基盤の確立に努める方針である。

また、収支のバランスについては、中期計画の基本方針である帰属収支差額と人件費比率の計画達成を継続していくことが重要となる。平成 25(2013)年度は、「保育実践模擬教室」を開設し、「ミュージックラボラトリーシステム(電子ピアノ)」を導入した。平成 26(2014)年度は建物耐震工事等の大型投資を順次進めていく予定である。

平成 26(2014)年度が中期計画の最終年度となり、平成 27(2015)年度から第 8 次財政中期計画となるが、耐震補強工事や教育施設設備の環境整備、及びその資金調達計画を新たに加え、中期計画の基本方針を踏まえながら適正な目標数字を掲げ、実効性のある財政運営を行う方針である。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学では、教育研究活動の具体的計画について、学校法人会計基準に基づく形態科目別の予算編成の他、経費を中心とした業務計画別の予算編成を行っている。業務計画の内容、期待される効果、新規業務についてはその取組状況、成果などを記載し、業務計画別に予算額を把握することができる仕組みとなっている。

予算執行についても業務計画毎に予算管理をしており、予算の適正な運用をはかっている。本学の予算は、本学園の中期計画に基づき単年度予算を策定している。

予算の策定のフローは、11 月の理事会で学園の予算編成方針が示され、その編成方針に基づいて、短大の予算編成方針が大学運営会議において決定される。その後、短大の予算編成方針に基づき各部署から予算要求の提出があり、学長、副学長、事務部部长と予算部署との個別ヒアリングの後、大学運営会議において予算査定が行われる。単年度予算編成は、各部署における「教育研究の充実」策を綿密に策定するとともに、それに要する財源確保に係わる基本方針を定めるものであり、重点項目については重要度や緊

急度に照らし、教学計画全体の中で重点項目をどのように盛り込んでいくかなど、具体的に検討している。

最終的には法人本部において、各部門の予算をとりまとめ、事業計画案とともに評議員会、理事会に諮り決定される。

予算決定後は、各部署の所属長宛に業務計画毎の予算額を学長名で通知している。各部署は所掌の予算について速やかに実行計画を作成し、効率的で効果的な予算執行をするよう努めている。

また、補正予算については、まず、前年度に確定した決算に基づく補正及び当初予算から変更・追加のあった事業で予算を超過する場合については、5月の評議員会、理事会に諮り決定される。さらに、当該年度内に変更・追加のあった事業で予算を超過する場合については、翌年3月の評議員会、理事会に諮り決定される。

予算執行に係る経理については「稟議規則」、「経理規則」、「固定資産及び物品管理規則」、「資産の運用に関する取扱規則」などの諸規程が整備されており、これらに則った会計処理が行なわれ、最終的には、事務部経理課において諸活動の内容、証憑書類のチェックを行い、学校法人会計基準に基づく正確な会計処理を行なっている。

会計年度終了後は、2ヶ月以内に決算（案）を作成し、公認会計士による監査及び監事による監査を受け、理事会で審議・決定した後、評議員会に報告している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、公認会計士(監査法人)による会計監査と監事による会計監査及び業務監査を行っている。年度当初には、公認会計士と監事と理事者及び各部門の経理担当責任者が年度の会計監査計画等の打ち合わせを行っている。公認会計士による会計監査は年間を通し（平成25（2013）年度は延べ59人日(延べ約470時間)、各取引の内容、会計帳簿書類及び決算書類の監査を受けている。また、内部統制の整備運用有効性を検証する手続きとして、規程の整備状況、専決決裁権限による上位者承認の実施状況などのチェックを受けている。

一方、監事監査は、2名の監事(非常勤)により、各部門の経理担当責任者から決算概要の聴取や質疑を行い、財産の状況に関する監査はもとより、私立学校法に基づいて年に1回、監事による業務監査が各部門において実施され、それぞれの組織の管理運営状況等を監査している。また、理事会、評議員会にも毎回出席し、法人の業務の状況を監視し、各部門の管理運営状況についても、理事会及び評議員会で監査報告が行われる。

決算が終了した後、公認会計士、監事、理事者及び各部門の経理担当責任者による監査報告会を開催して相互の意見交換を行っている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

予算執行管理については、各部署から10月頃に上半期の執行状況及び下半期の執行見込額の間接報告があり、更に2月には最終の執行状況の報告により、効率的及び適正な予算執行が実行されているかを検証している。

また、会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備については、引き続き、公認会計士

の会計監査及び監事による業務監査及び会計監査の実施はもとより、事務職員の会計知識の向上、部門間の連携を深めていくことにより適正な会計処理を実施していく。

【基準3の自己評価】

本学園は、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令の遵守を明確に定め、財政及び大学運営の中期計画や基本方針に沿って、単年度ごとの事業計画を立案し、将来目標に向け着実に改革・改善等を推進し、経営基盤の安定化に努めている。

これらの計画等を達成するため適切に業務執行が行われているかをチェックするため、本学の管理運営機関が機能することでガバナンス維持に努めている。

事務職員の能力開発については、夏季の事務職員研修会をはじめ、外部研修にも積極的に参加し、実践的スキルを身に付け、能力・資質の向上を図っている。

平成 24 (2012) 年度からの「財務体質の構造的転換」による予算編成が奏功し、帰属収支や人件費比率が中期計画の数値には及ばないものの一定の改善を図ることができた。

会計処理は、学校法人会計基準に従い、監査法人のチェックのもと適正かつ厳正に実施している。

以上、本学の「経営・管理と財務」については、理事長及び学長のリーダーシップのもと、中期計画の達成に向けた適切な組織、監査体制、厳正な会計処理を行っており、今後も経営基盤の安定化へ向けた努力を継続する方針である。

IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域の核となる大学の役割

A-1 地域の核となる大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知 (情報の共有)

《A-1 の視点》

A-1-① 使命・目的に基づき地域の核となる大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-1-① 使命・目的に基づき地域の核となる大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知

本学は、地域に根ざす大学として自らを位置づけている。地域に根ざした、共に生き、共に学ぶ大学として、地域を志向した諸活動を展開している。このことは本学の使命（ミッション）に明示されている。3つ掲げる本学の使命（ミッション）のうちの1つに「地域の生涯学習機会の拠点として社会人の受入れ推進と地域社会への貢献をめざす」とあり、真の意味で地域に根ざした大学、地域の生涯学習機会の拠点たる大学としての役割を果たすため、公開講座の展開、近隣自治体との連携事業、人的資源の地域への提供、大学施設の開放等を行っている。

「第1次中期計画」（平成22（2010）年度～平成26（2014）年度）において本学の使命を明確に示したうえ、単年度毎の事業計画に反映させ、着実にこれを実行している。この「第1次中期計画」は冊子にまとめられ、全教職員に配布しているほか、ホームページ中の教職員専用ページにおいても掲載し、学内への周知を図っている。また、学外に対しホームページでは「学長メッセージ」として「地域に根ざした大学」を明確に示しているほか「第1次中期計画」の内容を明示したパンフレットである「Vision2014」をはじめ、各発行物にも本学の使命を記載している。さらに、地域志向の視点に立った諸行事を実施しており、そこでは本学の取り組み状況を参加者に報告し周知を図る等、学内外における情報の共有に努めている。【資料 A-1-1】

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

地域の核となる大学としての役割を果たすため、地域の生涯学習の拠点として大学開放を目的とした機関である「エクステンション・カレッジ」を、平成26（2014）年3月に開設した。これまで行ってきた公開講座で得た地域ニーズを踏まえ、地域の生涯学習を担い、地域と共に生き、共に学ぶ大学として平成26（2014）年4月より、本格的に諸活動を展開していく予定である。

今後の課題としては、学外広報の強化が挙げられる。本学の使命（ミッション）を掲げることに加え、地域貢献の実績をより詳細に周知すれば、本学への関心や期待は高まり、それに応えることで、地域に向けた諸活動の質の向上がもたらされることにもなる。このことを踏まえ、これまでの本学の地域連携事業の整理を行い、より詳細にわたって具体的

な実績等を掲載できるよう、平成 27（2015）年度に本学公式サイトの変更及び地域連携に関する広報物の制作を計画している。

A-2 地域の核となる大学の具体的な役割の内容

《A-2 の視点》

A-2-① 地域における生涯学習の拠点となる活動（エクステンション・カレッジ事業）

A-2-② 地域での学びや活動（課程外教育、ボランティアなどを含む）を通しての学生の成長

A-2-③ 加古川市をはじめとする近隣の自治体や各種団体、及び企業との連携

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域における生涯学習の拠点となる活動（エクステンション・カレッジ事業）

A-1 で述べたとおり、本学は使命として、「地域の生涯学習機会の拠点として社会人の受け入れ推進と地域社会への貢献」を掲げ、地域志向の諸活動を展開している。平成 21（2009）年 4 月に地域の生涯学習機会の拠点機能と社会貢献機能の充実をはかるため、地域連携を担う事務組織として学長室が発足した。これまで、各事務組織が分担して、行ってきた地域連携事業を一つに集約し、地域と大学の窓口としての役割を担うことになった。この学長室の地域貢献事業の役割の一部として生涯学習事業や地域間協定を掲げることで、これまで本学が実施していた公開講座や近隣の自治体との連携等の諸活動について、いっそうの強化が図られることになった。

生涯学習事業については、公開講座を年間で 19 シリーズ開講し、延べ人数 3,200 人の受講があった。本学の建学の精神である「和の精神」の醸成のための『仏教講座』をはじめ、健康増進など生活の基礎となる講座として、『料理教室』、『介護予防講座』、『健康教室』、就学前児童と親との触れ合いを目的とした『こども大学』など、本学が設置する学科の特色を生かした講座を展開している。また、この公開講座は、学生の学びの場としての役割も担っている。学生が各種講座のスタッフとして参加し、さまざまな年齢層の地域住民と触れ合うことは、正課授業や同世代の学生同士の関わりからは得ることのできない、貴重な経験となっている。【資料 A-2-1、A-2-2】

A-2-② 地域での学びや活動（課程外教育、ボランティアを含む）を通しての学生の成長

地域での学びや活動については、加古川市長をはじめ日頃から本学と関係の強い地域の方々を招き「大学と地域との連携推進懇談会」を毎年 8 月に実施している。【資料 A-2-3】近年は、「学生の、学生による、学生のための」懇談会と銘打ち、司会、地域貢献の事例報告であるプレゼンテーション、地域の課題について話し合うワークショップ及び、教育研究活動の展示ブースでの紹介等を学生が担当するなど、地域貢献に関する取り組み発表を学生主体で行っている。また「熟議 in 兵庫大学」では、高校生、本学学生及び地域住

民が、地域課題を共有しながら、課題解決に向けて話し合うワークショップを実施し、地域活性化をテーマに世代間交流を図った。【資料 A-2-4】

このほか、学科独自で実施するの事業においても、教育課程を通じて学んだ知識を地域で実践し、その諸活動の発表やまとめを、時には地域住民を前に学生自身が行うことで学びの定着を図っている。

また、学生のボランティア活動については、地域を中心とした企画に多くの学生が参加している。平成 25 (2013) 年度には、学内団体を中心に 13 回、延べ人数 111 人が参加した。その活動には、施設における人形劇の公演、加古川市で開催される「加古川楽市」、「加古川ツーデーマーチ」、「若い夢フェスティバル FORZA 2013」の行事サポートや、日本赤十字社主催の献血活動への協力などがある。また、吹奏楽部やダンス部、軽音学部なども近隣地域でのイベントへ積極的に参加するなど、地域貢献を心掛けた活動を展開し、学生課を中心としてその活動支援を行っている。なお、これら活動は大学に結果報告と感想を提出することになっているため、学生は活動を必ず振り返ることになる。その際、多くの学生が地域住民や自治体との共存の必要性・重要性を感じ、また活動を通して達成感や、地元住人からの感謝による満足感を得ている。

A-2-③ 加古川市をはじめとする近隣の自治体や各種団体、及び企業との連携

平成 25 (2013) 年度は講師派遣件数 154 件、委員委嘱受入数は 79 件となっている。また、平成 18 (2006) 年 3 月には加古川市、加古川商工会議所及び兵庫大学との連携協力に関する協定書を締結、平成 23 (2011) 年 9 月には、加古川市教育委員会・兵庫大学の協力覚書を締結した。そして、稲美町と本学では、地域の活性化と相互の人材育成を目的とした官学連携事業を平成 18 (2006) 年度から実施しており、平成 25 (2013) 年度では 5 件の連携事業を実施するなど、地元自治体や産業界との協力体制を構築し、地の拠点としての役割を果たしている。

これまで本学では地域との連携事業として、東播磨生活創造センター「かこむ」への学生の派遣、かつめし PR 事業における本学の学生及び教職員の積極的参加、地元商店街におけるチャレンジショップなどを展開してきた。

平成 25 年 (2013) 度においては、公開講座、自治体等との連携事業、学科における取り組み事業、講師派遣・委員委嘱等の受入れ、学生のボランティア活動や施設開放など、実施した本学の地域連携・地域貢献事業は多岐に亘る。【資料 A-2-5】特に自治体等との連携事業、学科における取り組み事業については、教員が中心となって学生も参加しており、人との触れ合いにとどまらず、さらなる専門的知識を得る貴重な機会となっている。

(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

地域における生涯学習機会の拠点形成を推進するため、前述のとおり、平成 26 (2014) 年 3 月に「エクステンション・カレッジ」(以下、「EC」という。)を開設した。EC は、シティズンシップ教育を学びの基礎に置き、各種講座で獲得した知識や技術をもとに、市民がよりよい社会づくりに参加・貢献するための学習プログラムを提供することを目的とした生涯学習機関である。大学の附属機関ならではの学びと実践により、個人ひとり一人が地域での役割を見出し、まちづくりに積極的に取り組めるよう、幅広い教育機会を提供

することを計画している。

地域を学生の正課外教育の場としてより積極的に捉え直すことも重要である。前述の「大学と地域との連携推進懇談会」や「熟議 in 兵庫大学」への参加をはじめ、ボランティア活動や町内会の各種行事への学生参画を一層促す仕組みづくりを検討・推進していくことにしている。

さらに、本学の所在する加古川市をはじめ、近隣の高砂市、播磨町、稲美町を中心として、各種委員委嘱受け入れや講師派遣等、本学の所有する知的財産を最大限に活用した地域貢献活動を推進するほか、地域との共同研究活動等、地域とともに成長を遂げ、地域に根ざし、地域に愛される大学として、より広範な連携活動を進めていく。

上記の取り組みは、文部科学省が示した「大学改革実行プラン」中の「地域再生の核となる大学づくり(COC<Center of Community>)」の一環として実施されるものであり、ECの事業を中心に当面展開していくことにしている。

A-3 大学の役割に関する評価

《A-3の視点》

A-3-① 地域での学びや活動に対する学生への評価（評価方法の確立を含む）

A-3-② 生涯学習、産学官連携等、地域での活動に対する大学内部及び、外部評価（評価方法の確立、PDCAサイクルの実現を含む）学生の成長

(1) A-3の自己判定

基準項目 A-3 を満たしていない。

(2) A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 地域での学びや活動に対する学生への評価（評価方法の確立を含む）

A-2 で述べたように、本学では学生の積極的な地域連携活動を実施しており、その諸活動に対する評価（検証）は、主として「大学と地域との連携推進懇談会」及び「熟議 in 兵庫大学」において実施している。これらの行事では、事前・事後研修を実施しており、行事の前後において、参加学生の意識がどのように変化し、成長したのかを検証するため、アンケート調査を実施している。アンケートは記名式で行い、「自主性」「思考力」「実行力」「対応力」「交渉力」「会話力」「計画力」「規律性」「運営力」「貢献性」の10項目の能力指標を、本学独自で開発した「自己認識シート」を用いて、学生が自己評価を行う。【資料 A-3-1、A-3-2】

そして、そのアンケート結果の集計を行い、行事を通じて学生がどのように変化、成長したのかを分析し、大学の最高意思決定機関である大学運営会議において報告を行い、全学的に確認を行っている。

A-3-② 生涯学習、産学官連携等、地域での活動に対する大学内部及び、外部評価（評価方法の確立、PDCAサイクルの実現を含む）学生の成長

「自己認識シート」では、学生の学びを、事前研修（PLAN）→行事への参加（DO）→事後研修（CHECK）→今後の学生生活（ACTION）のサイクルで捉える。行事参加に際

し、学生それぞれが目標設定を行い、事前研修で得た知識を行事の中で実践し、事後研修において振り返りを行うことで、自己の成長や今後補っていくべき項目を認識することができる仕組みとなっている。こうしたことから、大学内部での評価方法や、PDCA サイクルは確立されているといえる。

「自己認識シート」を用いることで、同世代での学生との触れ合いのみならず、幅広い年齢層の地域住民と触れ合うことで、多様な考え方や、自己の立ち位置などを客観的に見つめ直すことができるようになり、ひいては、異なる考え方や他者を認める心を涵養することにも繋がる。「自己認識シート」によって、自己の力と他者の力が集結し、社会が構成されていることを学ぶ。事前事後研修を含めた諸行事への参加によって、参加学生には学びに対する意識や姿勢などに変化が見られ、周囲の学生へも良い影響を与えることが期待できる。

このように、大学内部における地域での学びに対する学生への評価は、評価方法を含め確立できているが、外部評価は、現在、確立できていない。外部評価の導入が今後の検討課題として残されている。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後の課題として、学生の地域での学びや活動に対する外部評価の導入、積極的な産官学連携等の実施が挙げられる。学生の地域での学びや活動に対する外部評価については、諸事業毎に関係機関との調整が必要となるが、本節で掲げた大学の担うべき役割、教育的観点に鑑みれば、導入に向けた検討が必要になる。また、産官学連携では、現在実施している官学連携事業や、特定の機関との連携のみならず、「地域の大学」として地域の活性化に資するべく、本学の所在する加古川市と包括連携協定に基づく協議を行っているところである。

【基準 A の自己評価】

本学の地域連携、地域貢献の方針策定、実施計画等は、「地域連携推進委員会」を中心に推進・実施されている。事務組織では、地域との窓口である学長室、委員委嘱をはじめとする産官学連携を所管する学事課及び学生生活や学生の課外活動に携わる学生課が連携を図りながら、調整を行っている。

「地域の核となる大学」としての役割を果たすためには、全学的な取り組みが必要になる。そのため、第 1 次中期計画（実施期間：平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）で、社会貢献の領域における学長方針として、「生涯学習機会の拠点確立」「地域社会との連携促進」の 2 つが掲げられた。この方針に基づき、公開講座の充実、科目等履修生・社会人の受入れ、施設利用といった大学開放を推進してきた。また、学生ボランティアの地域行事への積極的な参加や産官学連携の強化、自治体等への講師・委員派遣など、本学の学生・教職員が地域に出向き、地域の活性化を図る諸活動にも協力・参画している。加えて、学科が主体的に実施している地域を対象とした取組事業や「大学と地域との連携推進懇談会」及び「熟議 in 兵庫大学」は、教職員はもとより、学生にとっても有効な実践の場としても活用されている。このように、地域住民と本学関係者は学内外で、さまざまな交流を図っており、本学の有する知的資源や施設等の開放を行うことで、地域の活性化

や課題解決を共に考える仕組みを確立している。

以上のことから、「地域の核となる大学」としての役割を果たしているといえる。

基準 B. 研究活動

B-1 研究活動の推進と研究所等の適切な運営等

《B-1 の視点》

B-1-① 使命・目的に基づいた研究体制の整備

B-1-② 個人研究の推進と外部資金の獲得

B-1-③ 研究所等の適切な運営と研究成果の地域への発信

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-①使命・目的に基づいた研究体制の整備

[個人研究費の配分]

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部個人研究費規程」に基づき、年額 40 万円/人の個人研究費を職位に係らず配分し、本学の研究体制を整備している。個人研究費の執行にあたっては、全教員に対し「研究計画書」を年度当初に、「実績報告書」を年度末に提出することを義務付けており、計画書・報告書ともに学部長が査閲を行っている。また、実績報告書については冊子体に取りまとめて学内で公開し、学際的な研究活動が円滑に行われるような配慮も行っている。【資料 B-1-1、B-1-2、B-1-3】

[研究費の適正な執行]

個人研究費の適正な執行を担保するため、兵庫大学・兵庫大学個人研究費規程及び「兵庫大学旅費規程」を定めるとともに執行に係るガイドブック（「研究費の取扱い」及び「研究支援ガイドブック」）を配布している。【資料 B-1-4、B-1-5】

研究費の取扱いには、執行ルール、執行時の必要書類、書類作成の手引きなどを掲載し、教員にとって「分かり易く使いやすい」研究費となるように大学としてサポートしている。研究支援ガイドブックは、本学の研究支援体制、民間助成金申請カレンダー、研究倫理及び動物実験の申請方法など、より広範な情報を網羅しており、教員に対して本学の研究関連情報を余すことなく周知している。また、研究費の柔軟な執行を行うために物品の共同購入制度及び個人研究費の繰越制度を設けていることも本学の特徴といえる。

なお、平成 25（2013）年度から教員の事務負担軽減のため、研究費による物品購入及び旅費請求の方法を改正した。従来は、物品購入何及び旅費請求書いずれも教員が一から作成していたが、物品購入については教員の作成は不要（事務部学事課が作成）とし、旅費請求書については、一部の出張経路のみ教員が記載し、金額については記入不要（事務部学事課が作成）とした。このことにより、教員の事務負担軽減及び研究時間の確保が図られた。

【研究発表の場の確保】

教員の研究発表の場を担保するため、「兵庫大学短期大学部研究集録」を年1回発行しており、平成25（2013）年度末にはNo.48を発行した。【資料 B-1-6】

【研究倫理及び動物実験】

研究倫理に関しては、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に反することなく、研究対象者の利益を最大限に保証するため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程」を定めている。同委員会は月1回開催され、教員から提出された研究倫理審査申請書に基づき、臨床研究上の問題点等について各専門分野の委員で審議し、倫理上の問題が発生しないように留意している。また、臨床研究のネットワークである「福岡臨床研究倫理審査委員会ネットワーク（レックネット福岡）」に平成25（2013）年度から加盟し、委員の審査力向上のために研修に参加している。【資料 B-1-7】

また、兵庫大学短期大学部では動物実験を行っていないが、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」、「動物の愛護及び管理に関する条例」及び「3R（Replacement 代替法の利用）、Reduction（使用動物数の削減）、Refinement（実験方法の洗練）」に則って実験動物の苦痛を最小限にするように、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部動物実験委員会規程」を定めている。また、平成25（2013）年度から、日本の科学技術発展のために犠牲となられた生類を追悼するため、学長、副学長、動物実験委員及び動物実験実施者が参加する「実験用生類追慕法会」を1月に開催した。【資料 B-1-8】

【研究支援部署の設置】

教員の研究活動を支援するため、事務部学事課を設置している。学事課は、研究費の予算管理、外部資金獲得に係る施策の実施（科研費研修会、申請書作成支援等）、共同研究・受託研究契約、研究倫理・動物実験委員会事務局等の役割を担っている。また、本学の研究支援の在り方を審議する会議体として、「研究支援推進委員会」が設置されている。同委員会は副学長（研究担当）を委員長とし、「サバティカル制度の運用方法」、「研究業績システムの導入による教員の事務負担軽減」等、様々な研究支援制度を確立してきている。

平成25（2013）年度は、競争的資金の獲得に向けた研究支援体制の一環として、「学会開催支援経費」を取りまとめ、平成26（2014）年度予算に計上した。

B-1-②個人研究の推進と外部資金の獲得

上述のとおり、本学では全教員に40万円の個人研究費を一律に配分していることから、教員が自身の研究計画に基づき意欲を持って研究することが可能になっている。教員の個人研究を積極的に推進する組織的対応として、学内に設置する研究支援推進委員会等により研究支援体制の整備を図っており、また、事務部学事課が予算管理等を行い研究の側面支援をする体制を整えている。

なお、大学として外部資金の獲得を重視していることから、以下のとおり様々な活動を

行っている。

[外部資金の獲得]

外部資金獲得のための、研究支援推進委員会及び学事課では、次のような施策を推進している。

[特定課題研究助成費の配分]

科研費獲得支援策の一環として、「特定課題研究助成費」を配分している。これは、本学の教育研究効果をより高めることを目的とした申請制の研究費であり、科研費不採択者からの申請に基づき、「特定研究費審査委員会」が審査を行ったうえで最大 100 万円の研究費を配分する。特定課題研究助成費の配分を受けた教員は、予備実験の実施や学会発表等業績数の増加を目的として研究費を執行している。

[外部講師による科研費講演会]

科研費採択実績が豊富な大学から講師を招いて、科研費申請書作成のポイント等に関する講演会を実施し、科研費採択数の向上に努めている。

この取り組みは平成 23（2011）年度から開始しており、平成 23（2011）年度は明治大学研究知財事務室 小澤事務長、平成 24（2012）年度は久留米大学分子生命科学研究所 児島教授、平成 25（2013）年度は奈良大学社会調査学科、宮坂教授を招聘した。「科研費採択実績の高い大学の事務職員」、「自然科学系教員」、「人文社会系教員」と職位の異なる講師を招いたことで、多角的な申請書作成アプローチを教員が習得することが可能となり、採択実績の向上に寄与している。【資料 B-1-9】

なお、平成 25（2013）年度申請科研費（平成 26（2014）年度 4 月採択通知）については、例年 3 件程度である採択課題が 8 件に増加した。【資料 B-1-10】

[睦学園研究員規則の運用]

学問水準の向上及び教育の充実発展を図るため、本学の専任教員に対して「研究員（サバティカル）制度」を設け、平成 23（2011）年度から運用している。

研究員に決定した教員は、最長 1 年間研究に専念する環境が提供されるため、科研費等外部資金獲得に重要な項目である予備実験の実施や学会発表等研究業績数を増加させることが可能となる。

B-1-③研究所等の適切な運営と研究成果の地域への発信

本学の研究教育に関連する共同研究・調査を行うとともに、学術及び地域社会の発展に寄与することを目的として、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部附属総合科学研究所」を設置している。附属総合科学研究所の活動は、主に「指定研究プロジェクト」「センター事業」に区分される。

なお、指定研究プロジェクト及びセンター事業については、附属総合科学研究所長が進捗管理を定期的に行う体制を敷いているため、指定研究プロジェクト代表者及びセンター長と連携が密に取れている状態である。

[指定研究プロジェクト]

附属総合科学研究所はインキュベーター（いわゆる孵卵器）の役割を担うことから、学際的・萌芽的な研究テーマにスポットを当てるとともに、本学の将来構想等の基盤となる課題について、2年又は3年の研究期間を指定した上で研究費を配分する「指定研究プロジェクト」を推進している。平成25（2013）年度は、次の4つの指定研究プロジェクトを推進した。【資料B-1-11】

「こどもセンター（仮称）設置に関わる基礎的研究」
「兵庫大学における健康科学部、生涯福祉学部（社会福祉学科）との連携による専門職連携教育の構築 ～学部教育から大学院教育への連携～」
「建学の精神の理解の深化と教育への敷衍」
「生涯学習が高齢者の健康に与える影響について」

指定研究プロジェクトの研究成果を基盤とした研究課題が外部資金を獲得するなどの実績も出ており、今後はその点を充実させるとともに、テーマの選定における透明性の確保も含めて事業の改善を進め、今後も附属総合科学研究所の重要施策として位置付けていく。

[生涯福祉教育センター]

「生涯福祉教育センター」は、生涯福祉とソーシャルワークの理念に基づき、地域における福祉の向上に資する実践と調査・研究、及びそれらに基づく教育を行うことを目的として設立された附属総合科学研究所の附置機関である。同センターは、平成20（2008）年度の文部科学省補助事業「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」により設置された。また、補助金を得て国際シンポジウムや高校生対象の福祉標語コンクールなどを開催し、社会福祉領域に関する研究を推進している。

平成25（2013）年度の主要な事業として、「老人介護士」など日本とは異なる福祉政策を推進するドイツ（NRWカトリック大学）へ教員を派遣し、調査を行った。

[実践食育研究センター]

「実践食育研究センター」は、高度な知識と栄養管理技術を駆使できる人材養成を目指すとともに、栄養・健康に着目した研究を実施し、食育という視点から住民の健康を増進させ、広く地域に貢献することを目的として設立された附属総合科学研究所の附置機関である。同センターは、平成22（2010）年度の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択されたことにより設置された。また、補助金を得て「播磨地域の食育及びQOL向上」、「機能的食品開発」、「加古川地域特有の疾病」、「がん予防等」に関する4つのプロジェクトについて、プロジェクトリーダーを中心として推進している。

平成25（2013）年度は、上述のプロジェクト以外にも、インドネシア ジェンバ大学から客員研究員を迎え入れ、「メリンジョウ種子蛋白質の機能的性に関する研究」に係る共同研究の実施や、地域の小中学校を対象とした食育活動を推進した。

[その他の活動]

附属総合科学研究所では、研究成果の発信として「兵庫大学・兵庫大学短期大学部シーズ集」を附属総合科学研究所ホームページ及び近畿経済産業局「近畿地域における大学・高専研究者技術シーズ」ホームページに掲載している。【資料 B-1-12】また、平成 25 (2013) 年度は、1 件の共同研究、1 件の受託研究を実施した。【資料 B-1-13】

【共同研究】
「生涯学習の現代的意義と地域における生涯学習システムの構築に関する研究」 (共同研究先：兵庫県いなみ野学園・附属総合科学研究所)
【受託研究】
「かぼちゃのコンフィチュール（ジャム）の市販拡大に関する調査」 (委託機関：稲美町商工会・受託機関：実践食育研究センター)

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

[積極的な情報公開]

附属総合科学研究所報が近年発刊されてない等、研究成果の公表が十分になされていないことが課題である。実績報告書等の積極的な外部公開、技術見本市への出展等により、本学の研究活動を地域に還元するとともに、共同・受託研究等の産学官連携活動につなげていく。

[外部資金獲得]

科研費申請数が例年 20 件前後、採択率が 10%であることが課題である。教育及び各種業務との調整を行いつつ、科研費申請数を増加させるために次のような施策を検討しており、外部資金獲得のための有効な手段として今後活用していく予定である。

特定課題研究助成費の増額及び研究費目の増加
海外研究者との共同研究経費創出
研究成果の HP 掲載や技術見本市への出展
出版助成費の創出
研究倫理教育の推進
URA 雇用（又は育成）

[基準 B の自己評価]

本学は、「研究支援推進委員会」を中心として研究支援を積極的に推進しており、研究支援部署として設置される事務部学事課が「研究費の取扱い」等に基づき適正な執行を確保している。また、全教員に対する個人研究費の配分に加え、「特定課題研究助成費」や「外部講師による科研費講演会」等を設け外部資金獲得のための取組も推進している。さらに、組織レベルの研究も附属総合科学研究所の「指定研究プロジェクト」や「生涯福祉教育センター」、「実践食育研究センター」を中心として積極的に推進している。

以上のことから、本学は基準 B を満たしているといえる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	短期大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学科・専攻科等／開設予定の学科・専攻科等	
【表 F-3】	学科構成（学科・専攻課程、専攻科）	
【表 F-4】	学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	専攻科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学科等）	
	全学の教員組織（専攻科等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	専攻科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

兵庫大学短期大学部

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
【資料 F-6】	事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況資料（開催日、開催回数、出席状況など）	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 26（2014）年度大学案内	
【資料 2-1-2】	平成 26（2014）年度入学試験要項	
【資料 2-1-3】	平成 26（2014）年度入試ガイド	
【資料 2-1-4】	兵庫大学短期大学部ホームページ（本文記載関係ホームページの印刷）	
【資料 2-1-5】	教育方針	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	就職推進委員会議案一覧	
【資料 2-5-2】	平成 25（2013）年度 進路支援総括	
【資料 2-5-3】	平成 25（2013）年度キャリア課各学科担当者	
【資料 2-5-4】	平成 25（2013）年度オリエンテーション（フレッシュマンキャンプ含む）日程表	
【資料 2-5-5】	平成 25（2013）年度就活バックアップセミナー実施結果報告書	
【資料 2-5-6】	平成 25（2013）年度学内資格取得講座一覧	
【資料 2-5-7】	平成 25（2013）年度保護者対象「就職説明会」参加アンケート集計結果	

兵庫大学短期大学部

2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	アクティブラーニング・ゾーン紹介ブックレット	
【資料 2-7-2】	平成 25 (2013) 年度学習支援センター利用状況	
【資料 2-7-3】	平成 25 (2013) 年度就職対策基礎講座の案内及び参加状況	
【資料 2-7-4】	平成 25 (2013) 年度奨学金のしおり	
【資料 2-7-5】	平成 25 (2013) 年度学内団体一覧	
【資料 2-7-6】	平成 25 (2013) 年度課外活動実績	
【資料 2-7-7】	平成 25 (2013) 年度ボランティア活動一覧	
【資料 2-7-8】	第 6 回学生生活実態・意識調査アンケート及び実施状況	
【資料 2-7-9】	平成 25 (2013) 年度キャンパスリフォーム委員会新聞	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	平成 25 年度 I 期及び II 期授業アンケート (期末) 実施要領	
【資料 2-8-2】	平成 25 年度 I 期及び II 期授業アンケート (中間) 実施要領	
【資料 2-8-3】	平成 25 年度新任教職員研修プログラム次第	
【資料 2-8-4】	アクティブ・ラーニングに関する講演会開催案内	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-0】	主な諸規定の整備状況	
【資料 3-1-1】	理事会業務委任規則	
【資料 3-1-2】	学校法人睦学園組織規則	
【資料 3-1-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程	
【資料 3-1-4】	人権教育推進委員会活動方針	
【資料 3-1-5】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 3-1-6】	ハラスメントの防止等に関するガイドライン	
【資料 3-1-7】	ハラスメント防止に向けて<実習編>	
【資料 3-1-8】	危機管理に関する規程	
【資料 3-1-9】	危機管理ガイドライン	
【資料 3-1-10】	防災管理規程	
【資料 3-1-11】	学内「AED」装置 4 台	
【資料 3-1-12】	学生・教職員対象に「AED」講習会	
【資料 3-1-13】	薬品類の取り扱い管理及び廃棄等に関する規程	
【資料 3-1-14】	個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-15】	衛生委員会規程	
【資料 3-1-16】	学校法人睦学園財務情報等の閲覧に関する規則	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事会会議規則	
【資料 3-2-2】	常任理事会会議規則	
【資料 3-2-3】	拡大常任理事会に関する申し合わせ	
【資料 3-2-4】	睦学園協議会規則	
【資料 3-2-5】	学校法人睦学園法人事務局事務組織規程	
【資料 3-2-6】	学校法人事務局事務分掌規定 (第 2 号)	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	兵庫大学組織運営規程	

兵庫大学短期大学部

【資料 3-3-2】	兵庫大学事務分掌規程	
【資料 3-3-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部大学運営会議規程	
【資料 3-3-4】	業務推進検討会議の設置に関する内規	
【資料 3-3-5】	理事会業務委任規則に関する申し合わせ	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	月例懇話会に関する申し合わせ	
【資料 3-4-2】	学校法人睦学園監事監査規則	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	「兵庫大学短期大学部組織運営規程」	
【資料 3-5-2】	「兵庫大学短期大学部事務分掌規程」	
【資料 3-5-3】	兵庫大学短期大学部事務体制等について	
【資料 3-5-4】	平成 25 年度兵庫大学・兵庫大学短期大学部各種委員会一覧	
【資料 3-5-5】	「学校法人睦学園稟議規則」	
【資料 3-5-6】	「稟議に関する申し合わせ」	
【資料 3-5-7】	[HMBO (Hyogo university Management By Objectives and Self-control) (兵庫大学人事考課制度)]	
【資料 3-5-8】	業務監査報告書	
【資料 3-5-9】	平成 25 年度事務職員研修	
【資料 3-5-10】	平成 25 年度「進睦 610 会」	

基準 A. 地域の核となる大学の役割

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域の核となる大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知		
【資料 A-1-1】	Vision 2014 2010-2014 中期計画	
A-2. 地域の核となる大学の具体的な役割の内容		
【資料 A-2-1】	平成 25 年度前期 兵庫大学公開講座のご案内	
【資料 A-2-2】	平成 25 年度後期 兵庫大学公開講座のご案内	
【資料 A-2-3】	平成 25 年度大学と地域との連携推進懇談会の開催案内	
【資料 A-2-4】	「熟議 2013 in 兵庫大学」実施要領	
【資料 A-2-5】	平成 25 年度における兵庫大学・兵庫大学短期大学部 地域連携・地域貢献事業の概要	
A-3. 大学の役割に関する評価		
【資料 A-3-1】	自己認識シート	
【資料 A-3-2】	加古川地域の未来について話をしよう！－「熟議 2013 in 兵庫大学」報告書－	

基準 B. 研究活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 研究活動の推進と研究所等の適切な運営等		
【資料 B-1-1】	兵庫大学 兵庫大学短期大学部個人研究費研究計画書	
【資料 B-1-2】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部個人研究費実績報告書	
【資料 B-1-3】	平成 25 年度個人研究費実績報告書	
【資料 B-1-4】	平成 25 年度「研究費の取扱いについて」	
【資料 B-1-5】	2013 研究支援ガイドブック	
【資料 B-1-6】	兵庫大学短期大学部研究集録No.48	

兵庫大学短期大学部

【資料 B-1-7】	福岡臨床研究倫理審査委員会ネットワーク RecNet Fukuoka 登録委員会一覧	
【資料 B-1-8】	「平成 25 年度実験用生類追慕法会」の開催について	
【資料 B-1-9】	平成 26 年度科学研究費助成事業申請に係る説明会及び講演会の開催について	
【資料 B-1-10】	科学研究費助成事業申請数等について	
【資料 B-1-11】	平成 25 年度附属総合科学研究所 指定研究プロジェクト申請書	
【資料 B-1-12】	「兵庫大学附属総合科学研究所シーズ集」及び「近畿地域における大学・高専研究者技術シーズ 2014」	
【資料 B-1-13】	共同研究契約書及び委託研究契約書	